

平成30年度

保育園入園のご案内

(平成29年10月作成)



あら坊



あらみい

荒川区子育て支援部保育課

入園相談係【区役所2F ⑮ 窓口】

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

TEL 03-3802-3111 内線 3825~7

<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/> (荒川区)

<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/>

(あらかわ子育て応援サイト)



もくじ

保育園とは	1
保育の必要性の認定について	2・3
入園までのながれ	4・5
申込み時の注意事項	6・7
入園申込みに必要な書類	8
申請書類チェックリスト（書き方見本）	9
支給認定申請書（書き方見本 表・裏）	10・11
保育所入所申込書（書き方見本 表・裏）	12・13
確認票（書き方見本 表・裏）	14・15
参考資料	16・17
荒川区保育実施基準【表1】	18・19
荒川区保育園マップ	20・21
保育園一覧【表2】	22～25
保育園に入園した後は	26～29
保育料	30～33
保育料及び延長保育料【別表】	34・35
認証保育所のご案内（保育料一覧）	36～39
認証保育所等の保育料等補助のご案内	40・41
一時保育事業のご案内	42・43
家庭福祉員（保育ママ）・グループ型家庭的保育のご案内	44
病児・病後児保育事業のご案内	45
緊急一時保育制度のご案内	46
荒川区の保育サービスについて	47
Q&A（よくあるご質問）	48～50
メモ	51
月齢早見表	52

保育園に入園希望の方は、この入園案内をよく読んで申込みをしてください。
保育園に入園した後の在園中の諸手続きも記載されていますので、卒園（または退園）するまで保管してください。



保育園とは

認可保育園は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持っている施設です。

小規模保育は、0～2歳児を対象とした定員が6～19人の少人数で行う保育です。

家庭的保育は、0～2歳児を対象とした定員が5人以下の家庭的な雰囲気のもとで行う保育です。

※この入園案内において「保育園」・「保育園等」とは、認可保育園と認定こども園、小規模保育、家庭的保育を示しています。（別途記載がある場合を除く。）

入園申込みができるのは

保護者が次のような事由で、保育の必要性を認定された場合です。

- 1 保護者の仕事
(就労日数は月12日、時間は1日4時間以上の就労を対象とし、家事や育児の時間は含みません)
- 2 保護者の病気や障がい
- 3 保護者が病人や心身に障がいのある人の介護、看護をしている場合
- 4 保護者の出産（出産予定月とその前後2か月が対象）
- 5 保護者が現在仕事を探している場合
- 6 保護者の就学、技能習得（通信教育・趣味の講座・カルチャー講座は除く）
- 7 その他、保護者が明らかに保育をできない事情がある場合
- 8 保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合

以上のことが常態となっている場合です。

※集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由は該当しません。

次の場合は、保育課入園相談係へご相談ください（詳しくはP7をご覧ください）

- ・発達上の心配やアレルギー症状・慢性疾患等のあるお子さん
- ・心身に障がいがあるお子さん



保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定とは？

保育園等を希望する場合には、入園申込みに加えて、「保育の必要性」の認定申請が必要となります。「保育の必要性の認定」とは、保護者が保育を必要としている状況を確認し、状況に応じて下記の認定区分や認定事由を認定するものです。

認定区分は下表のとおりで、認定区分の2・3号は勤務証明書等に基づく保育の必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けられます。

※「保育の必要性の認定」は、保育園への入園を保証するものではありません。認定した後に保育園の利用調整を行います。

1 認定区分

利用先	要件	認定区分
幼稚園、認定こども園	満3歳以上で、教育を希望する子ども	1号
保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など	満3歳以上で、保育が必要な子ども	2号
保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など	満3歳未満で、保育が必要な子ども	3号

2 認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量区分

認定事由	必要量区分
就労（月12日以上1日4時間以上の就労が対象）	実情に応じ決定
介護、看護	
就学	
求職活動	短時間
疾病、障がい	
就労（育児休業中）	
妊娠、出産	標準時間
災害復旧	
その他	

★保育の必要量区分

- 主にフルタイム勤務の方 保育標準時間利用（最長11時間）
- 主にパートタイム勤務の方 保育短時間利用（最長8時間）



3 保育の必要量区分について

- 認定事由によって、標準時間・短時間の区分が定められています。詳しくはP2をご覧ください。
- 満1歳未満のお子さんは認定事由や必要量により認定を行いますが、標準時間認定の場合は、8時30分～17時が保育時間となります。短時間認定の場合は、9時～17時が保育時間となります。
- 就労、介護・看護、就学（満1歳以上のお子さんの場合）については、拘束時間等に応じて標準時間・短時間の決定をします。
就労の場合、勤務時間が1日おおむね6時間以上であれば標準時間認定、1日おおむね6時間未満であれば短時間認定となります。
ただし、勤務時間が1日6時間未満であっても、勤務開始時間が9時以前もしくは勤務終了時間が17時以降の場合、標準時間認定となります。
また、勤務時間が1日6時間以上であっても、通勤時間等を考慮した上で保育時間が9時～17時を超えることがないと判断される場合、短時間認定となります。
- 標準時間認定を受けられる方が短時間認定を希望した場合、短時間認定となります。

☆勤務時間と必要量区分の目安

勤務時間	必要量区分
9時～17時（8時間就労）	標準時間
9時～16時（7時間就労）	
9時～15時（6時間就労）	
9時～14時（5時間就労）	
10時～16時（6時間就労）	短時間
10時～15時（5時間就労）	
11時～16時（5時間就労）	

※上記の表はあくまでも目安であり、実際には通勤時間等も考慮して決定します。

保育料はどのように決まるの？

保育園等（2・3号）の保育料は、保護者の所得に応じた区民税によって算定されます。また、保育料は年度途中で変更があります。

平成30年4月～8月は平成28年中の所得に対する平成29年度の区民税額に基づき、平成30年9月～平成31年8月は平成29年中の所得に対する平成30年度の区民税額に基づき決定されます。詳しい保育料は34・35ページをご覧ください。

平成30年度保育料											平成31年度保育料					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
平成29年度区民税額により決定					平成30年度区民税額により決定											

入園までのながれ

申込方法

★平成30年度入園の申込みから、区役所窓口の混雑緩和のため、窓口での受付に加え、郵送による申込みの受付を開始します。

申込方法の違いで、有利・不利は一切ありません。

なお、郵便事故の責任は負いかねます。書類の到着等が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。

①郵送による申込み

→荒川区役所本庁舎2階子育て支援部保育課入園相談係(15番窓口)まで送付してください(申込締切日消印有効。FAX不可)。

②持参による申込み

→荒川区役所本庁舎2階子育て支援部保育課入園相談係(15番窓口)(8時30分～17時15分)までご持参ください。

申込日時

入園希望月	申込受付期間(土・日・祝日・年末年始を除く)	結果回答予定日	申込有効期間
平成30年 4月	1次 平成29年11月24日(金) ～ 平成29年12月5日(火)	平成30年2月21日(水)	平成30年9月入園希望まで
	2次 平成29年12月6日(水) ～ 平成30年2月13日(火)	平成30年3月13日(火)	
平成30年 5月	平成30年2月14日(水) ～ 平成30年4月10日(火)	平成30年4月24日(火)	平成30年10月入園希望まで
平成30年 6月	平成30年4月11日(水) ～ 平成30年5月10日(木)	平成30年5月22日(火)	平成30年11月入園希望まで
平成30年 7月	平成30年5月11日(金) ～ 平成30年6月11日(月)	平成30年6月22日(金)	平成30年12月入園希望まで
平成30年 8月	平成30年6月12日(火) ～ 平成30年7月10日(火)	平成30年7月24日(火)	平成31年1月入園希望まで
平成30年 9月	平成30年7月11日(水) ～ 平成30年8月10日(金)	平成30年8月22日(水)	
平成30年 10月	平成30年8月13日(月) ～ 平成30年9月10日(月)	平成30年9月25日(火)	
平成30年 11月	平成30年9月11日(火) ～ 平成30年10月10日(水)	平成30年10月24日(水)	平成31年4月入園希望まで
平成30年 12月	平成30年10月11日(木) ～ 平成30年11月12日(月)	平成30年11月22日(木)	平成31年5月入園希望まで
平成31年 1月	平成30年11月13日(火) ～ 平成30年12月11日(火)	平成30年12月25日(火)	平成31年6月入園希望まで
2月、3月	申込みは受付けていません		

・保育園入園空き情報は、毎月1日～申込受付期間最終日まであらかわ子育て応援サイト(<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/>)でご覧いただけます。

・4月入園集中受付期間の平成29年11月24日(金)～平成29年12月5日(火)(土日を除く)については、8時30分～19時となります。ただし、大変混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※4月入園希望について

- ①1次申込期間内に申込みをされても、求職中の方や、区外からの申込み(転入予定者を除く)の場合は、原則2次の利用調整の対象となります。
- ②1次申込期間以降にご出産予定のお子様についても、1次利用調整の対象となる場合があります。事前にご相談ください。

※区外在住の方の申込みの制限について

区外在住で荒川区に転入の予定がない場合、0～3歳児クラスの申込みはできません。ただし、荒川区内に在勤の場合、クラス年齢の制限なくお住まいの自治体を通じて申込みが可能です。なお、荒川区在住の方と荒川区に転入予定の方の利用調整後、空枠が2枠以上ある場合のみ、利用調整の対象となります。

1. 申請書類の入手・作成



- ・荒川区ホームページからダウンロードしてください。
- ・荒川区内の各保育園・子育て支援部保育課入園相談係(15番窓口)でも配布しております。

2. 必要書類の提出

- ・必要書類一式（P 8 参照）を揃えて、**入園相談係へ郵送又は直接ご提出ください。**
- ・なお、区役所へお越しで、窓口での相談等が不要な場合は、入園相談係窓口にいる誘導員に書類を渡すことでも受付可能です。その場合の申込書類の受理確認等は、後日申請書類チェックリストの返送をもってお知らせいたします。
- ・※障がいや病気等、気になるところのあるお子さんの入園を希望されている場合は、お子さんを同伴のうえ、入園相談係窓口にてお申し込みください（詳細はP 7 をご覧ください。）

3. 申請書類チェックリストの返送・調査

- ・受付処理が完了した方から、順次申請書類チェックリストを返送します（確認後1週間程度）。
- ・ただし、入園相談係の窓口でご提出いただいた方は、入園相談係の職員が直接受付・書類確認を行いますので、返送はいたしません。
- ・記載に不備がある場合、追加書類が必要な場合などは、チェックリストと一緒にお知らせいたしますので、再度期限内に提出してください。
- ・申込書の記載内容・認定事由などの確認のため、就労先等について現地調査・電話調査を行うことがあります。

4. 支給認定証の交付

- ・保育の必要な事由に該当する場合、区から認定証を交付します。
- ・認定証と利用調整結果通知は別のものです。認定証が届いても保育園への入園が内定したわけではありませんので、ご注意ください。

5. 利用調整

- ・入園希望者が当該保育園の定員を超えた場合は、利用調整を行います。
- ・利用調整の方法は、保育が必要な状況等により保育の必要度が高いお子さんから入園の内定をします。その順位は、荒川区保育実施基準（基準指数、調整指数）【表1】（P18・19）によりますが、指数が同点のときはご家庭の状況などから総合的に判断します。
- ・※受付は先着順ではありません。
- ・※保育が必要な状況の証明書の提出がない場合は、利用調整の対象になりません。
- ・※4月入園の1次利用調整後に生じた空枠は、2次利用調整の空枠となります。

6. 入所不承諾

- ・「利用調整結果通知（不承諾）」は入園を希望した最初の月に1度だけ送付します。
- ・申込書の有効期間は入園希望月から6か月間です。この有効期間内に希望する保育園に欠員が生じたときは利用調整の対象になります。
- ・申込有効期間が終了したときの連絡はいたしません。
- ・申込内容に変更がある、希望園を変更・追加する、申込みの意思が無くなったときは、それぞれ所定の様式による届け出が必要です。入園相談係へ必ず届け出てください。

6. 入園内定

- ・4月入園（1次）の利用調整結果については、2月下旬に郵送でお知らせします。
- ・5月～1月入園については、利用調整（毎月20日頃）以降に電話でお知らせします。

7. 面接・健康診断

- ・入園前月中に、内定した保育園で面接と健康診断を受けていただきます。受けられない場合は内定取消となります。
- ・面接と健康診断の結果によっては、入園できない場合もあります。

8. 入園決定

- ・「保育所入所承諾兼保育料決定通知書」などで保育の実施期間、保育料などをお知らせします。
- ・保育料納入のための「荒川区保育園保育料口座振替（自動払込）依頼書」は園で配布いたします。記入押印後、ご利用の金融機関へご提出ください。
- ・※認定ことも園、小規模保育、家庭的保育の保育料は、施設に直接お支払いいただきます。支払方法等は園にご確認ください。

9. 入園

- ・入園は毎月1日からとなり、月途中からの入園はできません。
- ・入園後、お子さんの集団生活への適応等を目的として、短期間、短い時間の保育（慣れ保育）があります。

申込み時の注意事項

1 希望園の選び方

- ・保育園の入園は、荒川区保育実施基準【表1】（P18・19）により保育の必要度が高い方から決定しますので、保育園の希望順位が利用調整に影響することはありません。
- ・各保育園の空き状況は随時変更されます。申込み時に空きがない場合でも、通園可能な範囲で利用したい順に希望できます。
- ・入園を希望する保育園が6園以上ある場合は、保育所入所申込書の余白、もしくは別紙などに記載の上、ご提出ください。（希望する園数に上限はありません。）ただし、保育園の所在地・保育内容等を検討して希望保育園をお決めください。
- ・保育園は見学ができます。（保育園への事前連絡が必要です。）お子さんに合った園をお選びいただくためには、事前見学をお勧めします。

2 育児休業を取得している方

入園した場合は、1か月以内に必ず職場復帰してください。職場復帰後に「職場復帰証明書」を提出していただきます。職場復帰とは、入園申込み時に提出した勤務証明書の勤務先に復職することをいいます。勤務条件は同等以上が必要ですが部署の異動、派遣先の変更は問いません。

入園後1か月以内に復帰できない場合は退園となります。

※育児休業の延長をお考えの方も、入園申込みが必要です。（育児休業給付金受給期間延長には、保育園に入園申込みをしているが入園できない場合等の事情が必要です。）

3 保育年齢に上限のある保育園について

- ・細田保育室、太陽の子わかば保育園、ピノキオ幼児舎南千住保育園、かんかんもり保育園、グローバルキッズ日暮里駅前保育園は2歳児クラスまでです。申込みの際はご注意ください。
- ・卒園後も他の認可保育園への通園を希望する場合、新規の申込みが必要です。申込み後の流れについては、【入園までのながれ（P4・5）】をご覧ください。
※細田保育室、太陽の子わかば保育園、ピノキオ幼児舎南千住保育園、かんかんもり保育園、グローバルキッズ日暮里駅前保育園を卒園される年の4月申込みについては、園に直接お申込みください。
- ・卒園に伴う他の認可保育園への新規申込みについて、利用調整の審査における指数の加点はありません。ただし、同一指数の場合は優先度が高くなる場合があります。詳しくはP19をご覧ください。
- ・保護者がお子さんの卒園時に育児休業を取得（予定）している場合、他の認可保育園に入園した場合は、1か月以内の職場復帰が必要となります。入園後も引き続き下のお子さんの育児休業を取得する場合は、保育を必要とする要件に該当しないため、申込みはできませんのでご注意ください。ただし、利用調整において「求職中」と同等の基準指数として取り扱わせていただく場合に限り、特例的に申込みを認めています。

4 就労の要件で申込みの方

- ・利用調整においては、申込み時に提出された勤務（内定）証明書に基づき、入園後もその就労をするという前提で利用調整を行います。そのため入園後すぐに仕事を変えたり、就労日数や就労時間を減らしたりすることはご遠慮ください。
- ・申込時に転職を予定している場合、就労内定もしくは求職中として利用調整を行います。ただし、継続して就労する場合は就労中として利用調整を行える場合がありますので、ご相談ください。

5 就労内定の方（求職中の方）

入園した場合は、3か月以内に必ず就労を開始してください。就労開始後に「支給認定変更申請書」と「勤務（内定）証明書」を提出していただきます。**入園後3か月以内に入所決定指数と同条件の就労で、同一の勤務先で就労開始できない場合、退園となる場合があります。**

※求職中の要件で入園した場合も、3か月以内の就労開始が必要です。

6 妊娠・出産、疾病、介護等の要件で申込みの方

入園した場合の保育の実施期間は、その要件が無くなった月の末日までとなります。要件を変更しての継続利用はできません。

7 申込み後に状況が変わった方

- ・申込み後、家庭の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。
- ・入園内定後に申込み時と状況が異なっていることが明らかになった場合、内定の取消しまたは退園となることがあります。

8 障がいや疾病等、気になることのあるお子さんについて

次の場合など、気になることがあるお子さんの保育園の入園申込みの際には、お子さんを同伴のうえ、入園相談係窓口にてお申込みください。

なお、お子さんを同伴できない場合や、窓口の混雑状況等によって、申込時にお子さんの様子を見るができない場合は、お子さんを同伴のうえ後日来庁していただくことがあります。

- ・心身に障がいのあるお子さん（身体障害者手帳等の所持に関わらずご相談ください。）
- ・療育施設などに通所しているお子さん
- ・その他、健康上（慢性疾患があるなど）や発達上の心配があるお子さん

荒川区では、保育の実施にあたり特別な配慮が必要なお子さんを安全に保育できるよう、特別支援の制度があります。保育要件に該当する場合は、原則として各保育園2名までの範囲で保育を行っています。お子さんの集団保育に対する適性の有無や、支援の必要性について審査を行います。審査結果によっては入園にあたって補助員を配置する場合があります。

また、食物アレルギーなどアレルギー症状のあるお子さんについても、入園にあたって対応が必要となる場合がありますので、保育課入園相談係にご相談ください。

9 転園の申込みについて

- ・申込受付期間等はP4の「申込日時」と同じです。
- ・転園の申込みは入園内定時点ではできません。入園後に申込みをしてください。
- ・申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。
- ・転園が内定した場合の取り下げはできません。お子さんが納得しない、転園先で延長保育が受けられない等いかなる理由があっても元の園には戻れません。（元の保育園には、別のお子さんが内定します。）
- ・保護者が育児休業を取得中または今後取得予定で、保育園の転園を希望する場合、転園後1か月以内の職場復帰が必要となります。転園後も引き続き下のお子さんの育児休業を取得する場合は、保育を必要とする要件に該当しないため、申込みはできません。ただし、利用調整において「求職中」と同等の指数として取り扱う場合に限り、特例的に申込みを認めています。

10 区内在住の方で荒川区外の保育園を希望する方

- ・荒川区外の保育園を希望する場合は、必ず利用を希望する区市町村に連絡をとり、申込みができるかどうか、希望する保育園の空き状況、希望できる保育園の数、申込締切日、必要書類などについて確認してください。その際、現住所が荒川区であること、転入予定や勤務先があること等を必ずお話しください。
- ・必要書類をご持参のうえ、荒川区役所窓口にて申込みをしてください。利用を希望する市町村に書類を送付しますので、申込締切日の1週間前までにお願いします。
- ・区外への転出に伴う申込みの場合、転入の届出と同時に、新住所地で申込手続を行ってください。

※荒川区外在住の方で荒川区の保育園を希望する方については、P49「Q&A（よくあるご質問）」をご参照ください。

11 その他

- ・認定こども園ワタナベ学園を希望する場合は、事前に園へお問い合わせいただき、必要な内容（保育料以外にかかる費用など）を確認してください。

入園申込みに必要な書類

原則として、以下の必要書類を全て揃えて申込みをしてください。

1 申請書類チェックリスト DL

・受領後、確認を行い1週間程度で返送いたします。（入園相談係の窓口でご提出いただいた方には返送いたしません。）

2 支給認定申請書 DL

・転園申込みや、既に認定されている方で、認定期間内の申込みであれば不要です。認定証をお持ちの場合は、ご持参ください。
 ・保育を必要とする事由に変更があった場合、「支給認定変更申請書」の提出が必要です。

3 保育所入所申込書又は保育所転園申込書 DL

4 確認票（転園申込みの場合は不要です） DL

5 返信用封筒（入園相談係の窓口で申し込む場合は不要です）

6 保育が必要な状況を証明する書類

・**DL** 父母及び65歳未満の同居の祖父母について必要です。

（注）同じ住宅に居住している場合、住民票上は別世帯であっても保育が必要な状況を証明する書類が必要です。

・**DL** マークのあるものはあらかわ子育て応援サイト (<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/>) からダウンロードできます。

あらかわ 子育て

検索

保護者の状況	必要書類	備考
就労中	勤務（内定）証明書 DL	勤務先での証明が必要です。 自営業の方、親族が経営している会社にお勤めの方は、事業内容が確認できる書類を添付してください。 （例）営業許可証、開業届、登記簿謄本等の写し
上記で、育児休業中	上記に加え、 育児休業給付金支給決定通知書の写し （注）	送付された分のうち、いずれか1部でかまいません。
就労内定	勤務（内定）証明書 DL	内定先での証明が必要です。
求職中	求職活動状況申告書 DL	勤務が決まり次第、勤務（内定）証明書を提出してください。
就学・技能習得	在学証明書・時間割等	
出産を予定している	母子手帳の写し	出産予定日の記載のある部分
保護者が病気、または精神疾患	医師の診断書 DL	荒川区指定の様式でご用意ください。
保護者が心身障がい等	障害者手帳等の写し	
保護者が介護をしている	介護に関する申立書 DL 被介護者の診断書等	介護に関する申立書は、荒川区指定の様式でご用意ください。
認証保育所・保育ママ・親族等に預けている	受託証明書 DL	受託先での証明が必要です。
ひとり親の方	戸籍謄本の写し	
外国籍の方	在留カードの写し（両面）	

（注）申請中等で通知書が発行されていない場合は「雇用保険被保険者証」、「育児休業給付金支給申請書」などの写しをご提出ください。

- ・その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ・上記書類については、直近の情報で確認させていただく必要があるため、入園を希望される月の2か月程度前から準備していただきますよう、お願いします。また、再申込みをされる場合は、改めて提出が必要になります。

7 保育料の決定に必要な書類

必要な方	必要書類
平成29年1月1日現在の住民登録が荒川区でない方	平成29年度住民税納税通知書または 平成29年度住民税課税(非課税)証明書（コピー可）
// 国外居住の方	平成28年1月～12月までの所得を証明するもの
平成30年1月1日現在の住民登録が荒川区でない方	平成30年度住民税納税通知書または 平成30年度住民税課税(非課税)証明書（コピー可）
// 国外居住の方	平成29年1月～12月までの所得を証明するもの

- ・その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ・父母が非課税の場合、同居の祖父母についても書類の提出が必要になる場合があります。

申請書類チェックリスト（書き方見本）

平成30年度 申請書類チェックリスト				※区記入欄		
太神内にボールペン（消えるペンは不可）で記入してください。				申請書類到達日	保育課コメント欄	
住所	申請児童名	生年月日				
荒川区荒川2-2-3	荒川 一郎	H28 年 4 月 2 日				
		H 年 月 日				
		H 年 月 日				
※保護者記入欄 住所と申請をする児童全員の氏名と生年月日を記入してください。				※保護者記入欄 ・□については、該当するものに☑（チェック）をしてください。 ・支給認定申請書については、申請をする児童全員分を用意してください。		
・荒川区にお住まいの児童です。 ・希望保育園等の名称を記入してください。また、希望園の保育料を記入してください。				申請が必要でしたか。		
・保育所入所申込書もしくは保育所転園申込書 ※余白や別紙で希望園を追加している場合はチェックをつけ、別紙も含め同封の場合は「別紙あり」にもチェックしてください。				<input checked="" type="checkbox"/> 荒川区民です <input checked="" type="checkbox"/> 確認しました		
・支給認定申請書（お子さん1人につき1枚必要です） ※転園申込みや既に認定されている場合は不要です。				<input checked="" type="checkbox"/> 同封 <input checked="" type="checkbox"/> 追加希望あり		
・確認票（転園申込みの場合は不要です）				1 枚同封		
・返信用封筒（長3封筒） ※入園相談係の窓口で直接申込みする場合は不要です。 ※このチェックリストの返送用に提出いただくものです。 ※封筒に返送先住所等を記載してください。切手は不要です。				<input checked="" type="checkbox"/> 同封		
・保育を必要とする事由を証明する書類 ※提出する書類の番号を記入してください。詳細は入園案内のP8をご覧ください。				<input checked="" type="checkbox"/> 用意しました		
必ず必要な書類	父		番号	□にチェック		
	母		①	<input checked="" type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)		
				①	<input type="checkbox"/> 同封 <input checked="" type="checkbox"/> 後日 (1 2 / 8 頃)	
対象の方の書類	・その他該当する場合に必要な書類 ※提出する書類の番号を記入してください。詳細は入園案内のP8をご覧ください。				①	<input checked="" type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)
	①(育児休業中の方)育児休業給付金支給決定通知書の写し ②(自営業の方、親族が経営している会社に勤めている方)事業内容が確認できる書類 ③受託証明書 ④戸籍謄本(離婚届の受理証明書) ⑤保護者、子どもの在留カードの写し(表裏両面) (祖父母と同居している場合は、⑥と⑦をご確認ください) ⑥(祖父母が65歳未満の場合)祖父母の「保育を必要とする事由を証明する書類」 ⑦(生計が別の場合)光熱水費の領収書等、生計が別であることが分かる書類 ⑧29年1月1日時点で荒川区以外に住民票があった方 住民税の課税内容がわかる書類、所得を証明するもの ⑨その他【 】				②	<input checked="" type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)
					⑥	<input type="checkbox"/> 同封 <input checked="" type="checkbox"/> 後日 (1 2 / 1 1 頃)
						<input type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)
						<input type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)
					<input type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)	
					<input type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 後日 (/ / 頃)	

支給認定申請書（書き方見本）

認定申請書（表）

別記第1号様式（第2条関係）

支給認定申請書

必ず押印してください

入所申込書の保護者と同じ方にしてください。

保護者からみた続柄を記入してください。

年 月 日
保護者氏名 荒川 太郎

荒川区長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	続柄	障害者手帳 の有無
あらかわ...いちろう..... 荒川 一郎	H28年4月2日	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	長男	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

子どもの 保護者	住所	連絡先	生年月日	S60年9月13日
	荒川区荒川2-2-3	090-xxxx-0000		

支給認定証番号 ※既に支給認定を受けている場合は記載してください。

保育の希望の有無(※)

有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）

無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）

(※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます（以下同じ。）。

(※)・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

・「有」を○で囲んだ場合は、①～②に「無」を○で囲んだ場合は、①に必要事項を記載してください。

①世帯の状況

申請児童からみた続柄を記入してください。

※申請に係る小学校就学前子ども及び申請する保護者を含めた全世帯員について記載してください。

区分	(ふりがな) 氏名	子どもの 続柄	生年月日	性別	職業又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 区市町村民税 課税の有無	同居 の有無
世帯員あらかわ...たろう..... 荒川 太郎	父	S60年9月13日	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
あらかわ...はなこ..... 荒川 花子	母	S63年5月30日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
あらかわ...ともこ..... 荒川 友子	姉	H20年11月24日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	〇〇小学校	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
あらかわ...いちろう..... 荒川 一郎	本人	H28年4月2日	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女		<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
			年		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無

直近の課税状況を記入してください。
平成30年4月入所希望の場合、平成29年度の課税状況になります。

生活保護の適用の有無 適用有（ 年 月 日保護開始） 適用無

在宅障害児の有無 有・無 (ふりがな)
氏名 ※上記の世帯員の中に在宅障害児がいる場合は、該当者の氏名を記載し、障害者手帳等の写しを添付してください。

(※)・「在宅障害児」とは、障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものをいいます。

※裏面もご記入ください

認定申請書（裏）

保育を必要とする理由が複数ある場合は、主な理由を記入してください。

②保育を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記載してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ (具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）を記入してください）	通勤時間と勤務時間を含めた利用時間を記入してください（残業時間は含めません）。 短時間認定の場合は9時から17時
		母	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日 月 曜日から 金 曜日まで		利用時間 8 時から 18 時まで

*区記載欄

課長	係長	担当

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否	認定番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由) <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型	自 年 月 日 至 年 月 日	
入所施設(事業者)名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園(□連 □幼(□幼 □保) □保(□幼 □保) □地(□幼 □保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型		
備考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して区に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有 (契約 ・ 内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

*番号事務取扱欄

[番号確認]	確認方法	□対面	□郵送	保護責任者	事務取扱担当者
確認書類	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他()				
[身元確認]	確認方法	□対面	□郵送		
確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()				

(裏面)

保育所入所申込書（書き方見本）

申込書（表）

認定申請書の保護者と同じ方にしてください。

保育所入所申込書

育 休	求 職	内 定	3 子	在 有	
--------	--------	--------	--------	--------	--

平成 年 月 日

保護者 住所 荒川区 荒川・2丁目 2 番 3- 号

氏 名 荒川 太郎 印

電 話 03 (3802) 3111

携帯電話 【父】 090-1111-1111

 【母】 090-1111-1112

前年1月1日現在の住所 (○○区○○町○-○-○)

入所希望月からみた前年の住所を記入してください。
(平成30年4月入所希望であれば29年1月1日時点)
変更がない場合は同上と記入してください。

同居の家族（祖父母を含む）の状況を記入してください。

平成30年4月1日現在の年齢（クラス年齢）。クラス年齢は、P52をご確認ください。

入園を必要とする理由を具体的に記入してください。

※次のとおり申し込みます。（入所希望のお子さんからみた続柄をご記入ください。）

名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業・学校名等
1 荒川 太郎	父	S60・9・13	32	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員
2 荒川 花子	母	S63・5・30	29	<input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女	会社員
3 荒川 友子	姉	H20・10・30	9	<input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女	〇〇小学校
4 荒川 一郎	本人	H28・4・2	1	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
.....
.....
.....

実施を必要とする理由	父母が働いているため	延長保育必要の有無 (満1歳以上の児童が対象です。)
		有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

入所を希望する保育所名	第1希望 三河島 保育園 (希望理由)	
	第2希望 ドンボスコ 保育園 (希望理由)	
	第3希望 荒川さつき 保育園 (希望理由)	
	第4希望 南千住 保育園 (希望理由)	
	第5希望 仁風 保育園 (希望理由)	

保育の実見	児	荒川 一郎	平成 30年 4月 1日から	平成 年 月 日まで
			平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

希望順位が利用調整に影響することはありません。通園可能な範囲で利用したい順に記入してください。入園を希望する保育園が6園以上ある場合は、P6の「1希望園の選び方」をご参照ください。

就学前まで希望する場合は、記入不要です。
----------------------	-------

状況	氏名	台東 光子	年齢	60	就労状況	主婦	電話	03 (3802) ××××
----	----	-------	----	----	------	----	----	------------------

※裏面もご記入ください

申込書（裏）

父母それぞれについて、現状にあてはまる項目に○を付け、詳しい内容もご記入ください。

家庭の状況 (保育を必要とする具体的内容) ※太線の中のみ、記入してください。

母の状況		父の状況	
勤務先名	荒川商事	勤務先名	南千住産業
所在地	荒川区荒川1-×-×	所在地	荒川区南千住1-×-×
電話	03-3802-××××	電話	03-3802-××××
就労形態	常勤・非常勤・パート・その他 () 勤務先が親族の場合はその続柄 ()	就労形態	常勤・非常勤・パート・その他 () 勤務先が親族の場合はその続柄 ()
仕事の内容	事務・営業・製造・研究・接客・公務事務・教員・販売 保育士等・その他	仕事の内容	事務・営業・製造・研究・接客・公務事務・教員・販売 保育士等・その他
勤務時間等 (正規の勤務時間)	月～金曜日 9時00分～17時00分 土曜日 時 分～時 分 就労日 週 5日・通勤時間 時間 分 利用交通機関 最寄り駅	勤務時間等 (正規の勤務時間)	月～金曜日 時 分～時 分 土曜日 時 分～時 分 就労日 週 日・通勤時間 時間 分 利用交通機関 最寄り駅
平均月収	200,000 円	平均月収	円
就労年月日	S・H 1年 4月 1日から	就労年月日	S・H 年
求職中	採用見込 (有 年月日から・無)	求職中	採用見込 (有
出産	出産予定日 年 月 日 産休・育休 年 月 日～	出産	年 月 日～
就学技能習得	学校名 所在地 就学期間 年月日から 年月日まで 開講時間 時 分～時 分 養(入院・通院・自宅療養)・心身障害 () (離別・死亡等 年 月 日) ()	就学技能習得	学校名 所在地 就学期間 年月日から 年月日まで 受講時間 時 分～時 分 病気療養(入院・通院・自宅療養)・心身障害 () 不 存在 (離別・死亡等 年 月 日) そ の 他 ()
税金・社会保険料控除前の月収の平均額を記入してください。		あてはまるところを○で囲んでください。	
同意書		の児童の保育所の入所申込み及び入所期間中において、利用調整及び保育料の決定に当たり、必要があるときは、私及び世帯員の区民税について、「課税台帳」等の公簿により確認することに同意します。 氏名 荒川 太郎	

来庁者 母・父・他 ()	担当・面接 ()	調査 平成 年 月	必ず署名・押印してください。	
保育園への送迎について 時間：朝 時 分 送迎する人：父・母・他 () 夕方 時 分 送迎する人：父・母・他 ()		種別		
区記入欄	11時間保育について 必要の有無：有・無 対象 満1歳以上が対象の説明：□済み □済んでいない		勤証	□ / まで □ / まで
	保育実施期間の説明について 求職中の期間の説明：□済み □済んでいない 出産の期間の説明：□済み □済んでいない その他 () の期間の説明：□済み □済んでいない		給付金	□ / まで □ / まで
			自営確認	□ / まで □ / まで
			区民税	□ / まで □ / まで
			受託	□ / まで □ / まで
特記事項			在カード	□ / まで □ / まで

課長	係長	担当
----	----	----

確認票（裏）

回答欄にチェックをしてください。

内容を確認のうえ、回答欄に☑してください。

確認項目		回答欄	
1	「保育園入園案内」はお読みにになりましたか。（申込み前に必ずお読みください）	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	過去、保育料で6カ月以上の滞納がありますか。滞納のある方は児童名を記入してください。 児童名 _____ (平成 年 月 日生)	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
3	生活保護を受けていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
4	出産のご予定はありますか。 ※ご予定がある方は予定日をご記入ください。（平成 年 月 日）	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
5	入園までの流れと、指数のしくみはご理解いただけましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
6	入園審査に用いる指数は、原則として入園申込み受付時点の保育を必要とする状況を基準とします。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
7	申込み後、ご家庭の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。 変更にもなっても書類の提出が必要になる場合はすみやかに提出してください。入園内定後に申込み時と状況が異なっていることが明らかになった場合、内定の取り消しまたは退園となることがあります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
8	入園審査に用いる指数は、就労の実績で判定します。勤務証明書等で就労実績が確認できない場合は、内定の指数で審査します。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
9	選考の結果につきましては、理由のいかんを問わず、事前に電話・メール・窓口でのお問い合わせはお受けできません。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
10	入所月の前月の末日までに面接・健康診断を受けられない場合や、健康診断の結果によっては内定が取り消しになる場合があります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
11	提出書類の内容について電話や訪問などにより確認させていただくことがあります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
12	入園の意思がなくなった場合は取下げ届をご提出ください。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
13	保育園の入園内定を辞退した場合は、その後の入園審査において優先度が下がる場合があります。優先度が下がる期間は、入所内定を辞退した月を含む年度内となります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
14	希望する保育園が1園のみの場合、入園審査の際同一指数で並んだ場合に優先度が下がる場合があります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
15	入園申込みの有効期間は希望月から6カ月間です。改めて申込み場合は再度すべての書類の提出が必要です。 申込有効期間が終了したときの連絡はいたしません。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
16	登園がないまま2カ月経過した場合は退園になります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
17	保育料は1カ月単位であり、月途中の退園でも1カ月の保育料がかかります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
18	申込み内容に虚偽があった場合は入園内定及び決定を取り消します。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
19	延長保育には定員があり、希望しても利用できない場合があります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
20	保育園でお預かりできるのは、勤務証明書等に記載された勤務等のある日及び勤務時間、通勤時間のみです。冠婚葬祭その他の理由のときはお預かりできません。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
21	満1歳未満のお子さんは11時間保育と延長保育はご利用できません。標準時間認定の方でも保育時間は8時30分から17時までとなりますが、入園後に保育時間を理由に勤務時間を短くした場合は、退園になることがあります（育児短時間勤務での対応は問題ありません）。 また、求職・疾病・看護要件の方、また育児休業中の方の場合は、11時間保育と延長保育は原則としてご利用できません。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
22	決められた時間までにお迎えに来てください。どうしても間に合わない方は、ベビーシッター、ファミリーサポートなどをご利用ください。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
23	保育年齢に上限のある認可保育園（保育園入園のご案内参照）に在園しているお子さんの保護者が、お子さんの卒園後に引き続き他の認可保育園での保育を希望される場合は、新規入園申込みの取り扱いとなります。その際、必ず入園先が決まるわけではありませんので、ご理解の上、お申込みください。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
24	上記(項目番号23)において、保護者がお子さんの卒園時に育児休業を取得（予定）している場合、他の保育園に入園した場合は、1カ月以内の職場復帰が必要となります。転園後も引き続き下のお子さんの育児休業を取得する場合は、保育に欠ける要件に該当しないため、お申込みは出来ませんのでご注意ください。ただし、入園審査において「求職中」と同等の指数として取り扱わせていただく場合に限り、特例的にお申し込みを認めています。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
25	保護者が育児休業を取得中または今後取得予定で、認可保育園の転園を希望する場合、転園後1カ月以内の職場復帰が必要となります。転園後も引き続き下のお子さんの育児休業を取得する場合は、保育に欠ける要件に該当しないため、お申込みは出来ませんのでご注意ください。ただし、入園審査において「求職中」と同等の指数として取り扱わせていただく場合に限り、特例的にお申し込みを認めています。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
【郵送でご提出の方はこちらもチェックしてください】			
26	郵便事故の責任は負いかねます。到着等が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
【育児中の方はこちらもチェックしてください】			
27	入園後1カ月以内の復帰が必要です。職場復帰できない場合は退園となります。	<input checked="" type="checkbox"/> わかりました	
同意欄	保育園に入園した場合は、1カ月以内に必ず職場復帰し、後日職場復帰証明書を提出します。 申込時に提出した勤務証明書の内容で職場復帰できない場合は、退園となることに同意します。	育児休業取得者氏名 荒川 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 印
	保育所の申込みにあたり、上記の事項について確認しました。	平成 年 月 日	
	保護者氏名 荒川 太郎		<input checked="" type="checkbox"/> 印

必ず署名・押印してください。

育児休業給付金支給決定通知

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名		性別	生年月日	出生年月日
1300-012345-6	ロウドウ タロウ		男	3-520409	4-240508
休業開始年月日	支給開始期日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の 50%	賃金月額 94%
240704	240704	250506	189,810	94,905	
支給資格確認年月日	240209	支払方法(金額振替・口座コード及び口座番号)	0000111-8765432		

先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。

1. 給付金の種類期間 育児休業給付金

2. 次回支給対象 1. 平成 24 年 7 月 4 日 8 月 3 日
2. 平成 24 年 8 月 4 日 9 月 3 日

3. 次回支給申請期間 平成 24 年 9 月 4 日 11 月 30 日

4. 次回支給申請日 平成 24 年 9 月 11 日

〒112-8577 文京区後楽1-9-20
TEL 03-3812-8609
板橋 公共職業安定所

2012. 4

雇用保険被保険者証

様式第7号

雇用保険被保険者証

公共職業安定所

被保険者番号

被保険者氏名

生年月日
(元号一年月日)

2010. 2



開業届

税務署受付印		1 0 4 0	
<p>個人事業の開業・廃業等届出書</p>			
納税地	住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
	(TEL - -)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。		
	(TEL - -)		
氏名	フリガナ	生年月日	大正昭和平成 年 月 日生
職業	フリガナ	種別	番号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の (新設・移転) _____ 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 平成 年 月 日
事業所等を新增設、移転、廃止した場合	新增設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 平成 年 月 日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業者廃止届出書」 有・無
事業の概要	_____

法人事業概況説明書

<p>法人事業概況説明書</p>		FB1005
<p>初版「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人制申告書等に一部添付して提出してください。 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手紙ですが、調査の届紙に裏紙記載の上、添付願います。</p>		整理番号
法人名	法人番号	事業年度
納税地	電話番号	申告者氏名
1 事業内容	2 支店・海外取引状況	3 取引金額(百万円)
3 期末従業員等の状況	4 電子計算機の利用状況	5 経理状況

【表1】

荒川区保育実施基準

1 基準指数

類型	細目		実施期間	指数	
居宅外労働	月20日以上1日8時間以上の就労を常態			20	
	月20日以上1日6時間以上8時間未満の就労を常態			18	
	月20日以上1日4時間以上6時間未満の就労を常態			16	
	月16日以上1日8時間以上の就労を常態			18	
	月16日以上1日6時間以上8時間未満の就労を常態			16	
	月16日以上1日4時間以上6時間未満の就労を常態			14	
	月12日以上1日8時間以上の就労を常態			16	
	月12日以上1日6時間以上8時間未満の就労を常態			14	
	月12日以上1日4時間以上6時間未満の就労を常態			12	
居宅内労働	居宅内自営	月20日以上1日8時間以上の就労を常態	雇用期間が終了する月の末日まで	20	
		月20日以上1日6時間以上8時間未満の就労を常態		18	
		月20日以上1日4時間以上6時間未満の就労を常態		16	
		月16日以上1日8時間以上の就労を常態		18	
		月16日以上1日6時間以上8時間未満の就労を常態		16	
		月16日以上1日4時間以上6時間未満の就労を常態		14	
		月12日以上1日8時間以上の就労を常態		16	
		月12日以上1日6時間以上8時間未満の就労を常態		14	
	内職	月20日以上1日4時間以上月収5万5千円以上の就労を常態		15	
		月12日以上1日4時間以上月収3万5千円以上の就労を常態		11	
就労内定・求職中	月20日以上1日8時間以上の就労を常態とする内定		3か月以内	15	
	月20日以上1日4時間以上8時間未満の就労を常態とする内定			13	
	月16日以上1日8時間以上の就労を常態とする内定			13	
	月16日以上1日4時間以上8時間未満の就労を常態とする内定			11	
	月12日以上1日8時間以上の就労を常態とする内定			11	
	月12日以上1日4時間以上8時間未満の就労を常態とする内定			9	
	求職中			8	
就職又は事業開始に必要な就学・技能習得(注1)	学校教育法に定める学校、国・都・市町村設置の職業訓練施設で就職又は事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合		必要としなくなった月の末日まで	16	
	上記の他、就職または事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合			14	
	語学習得のための各種専門学校等に通学している場合			10	
妊娠・出産	妊娠・出産		5か月以内	12	
疾病・心身障害等	疾病	入院	必要としなくなった月の末日まで	20	
		在宅		寝たきり	20
				精神性疾患・感染性疾患	20
				一般療養	16
	心身障害等	身障手帳1級・2級		愛の手帳1度・2度・3度	20
身障手帳3級		愛の手帳4度	16		
身障手帳4級			12		
介護	付添い介護	通院・通所等で週3日以上介護	16		
	自宅療養	居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障害者等の常時介護	20		
		上記以外	14		
災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に欠ける場合			20	
両親不存在	死亡・行方不明・拘禁等			20	

- ・基準指数の表に掲げるものの外、明らかに保育を必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を認定します。
- ・就労時間には休憩時間を含みます。
- ・育児短時間勤務を取得中または取得予定の場合でも、正規の勤務時間を基に基準指数を認定します。

2 調整指数

減算指数			加算指数		
個人	勤務先(仕事場)に申込児を同伴している場合(但し、勤務実績が概ね1年以上かつそれに伴う収入の証明がある場合は除く。)	-3	個人	生活保護世帯で収入の拡大につながる就労等(注3)の場合	4
個人	居宅内自営で協力的な仕事(注2)の場合(就職内定も含む)	-1	個人	ひとり親世帯(死亡・離婚・未婚・拘禁など)で就労等(注3)の場合	4
世帯	同居又はそれに準ずる祖父母(65歳未満)が無職で申込児の補完的な保育を行うことができる場合	-3	個人	月20日以上1日6時間以上の就労を常態とする就職内定のうち正社員(注4)として内定している場合	2
世帯	区外在住者(区内在勤)	-2	世帯	育児・介護休業法に基づく育児休業を1年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園の場合	4
世帯	区外在住者(区外在勤)	-4	世帯	申込の時点で育児・介護休業法に基づく育児休業又はそれに準ずる制度等を2年以上利用している場合(注5)	2
世帯	在園児又は卒園児が正当な理由なく過去6か月分以上の保育料を滞納している場合	-10	世帯	申込児以外の兄弟姉妹が入園希望園に在園中(卒園予定児を除く)の場合	2

・個人、世帯の区分について、個人は父・母のうち該当者を調整し、世帯は父・母両者を調整します。

・表中の文言は次の定義によります。

注1・・・ 就学・技能習得のため現に保育にあたれない場合で、原則として昼間(保育園開園時間中)週3日、4時間以上の通学・通所を要するものをいう。

注2・・・ 協力的な仕事とは、勤務時間の拘束性や給与の支給水準などから仕事の実態を総合的に勘案し、仕事への専念度が中心者よりも低いと判断される場合をいう。

注3・・・ 就労等とは、居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の状態をいう。

注4・・・ 正社員とは、雇用期間の定めがなく、長期雇用を前提とした雇用契約を結ぶ場合をいう。

注5・・・ 申込み後入園前までに2年以上の育児休業から職場復帰された場合には、加算(+2)はつきません。

3 基準の運用

・父、母の指数をそれぞれ算出した上で低いほうの指数を採用します。ただし、死亡・離別(離婚調停中も含む)・行方不明・拘禁等の理由でひとり親世帯の場合は、父・母どちらかの指数を採用します。両親とも不存在の場合は両親不存在の指数を基準に調整指数を加えます。

・保護者が保育にあたれない要件(類型)が2つ以上ある場合は、主たる要件を基準指数とします。

・基準指数類型の居宅外・居宅内労働は、就労実績をもとに基準指数の認定をします。

・1か月以上の就労実績が確認できない場合は、就労内定の基準指数とします。

・申込み後に状況が変わった方は、原則として各月の申込み締切日時点を基準とし、指数を判定します。

4 同一指数となった場合は次の内容で選考します。

- ・きょうだいが同一の保育園に在園している
- ・両親不存在又はひとり親世帯
- ・申込児が年齢上限のある保育園・認証保育所・保育ママ・定期利用保育の卒園に伴う申請
- ・区内の認可保育園(私立・公設民営)・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・認証保育所・家庭福祉員・グループ型家庭的保育で保育従事者として就労(内定含む)している、もしくは育休(産休)復帰をする
- ・申込み児を有償で認可外保育施設に預けて就労している
- ・勤務証明書等で3か月の就労実績が確認できる
- ・居宅外・居宅内就労で、かつ協力的な仕事でない
- ・申込時に就労開始又は育休(産休)復帰をしている
- ・同一年度内の入所内定で、内定辞退をしていない
- ・多胎児
- ・生活保護をうけている世帯
- ・きょうだいが同一の保育園に内定している
- ・世帯収入額が低い
- ・就労期間が長い
- ・複数園希望
- ・申込み児に障がいがある(各障がいに係る手帳や福祉サービス受給者証等の提出が必要です)
- ・父母が荒川区に引き続き居住している期間が長い
- ・追加書類の提出期限を守っている
- ・住民税が確定している

審査においては、上記指数を基本とし、お子さんやその他の家庭の状況などを含めて総合的に判断します。





【表2】

保 育 園 一 覧 (南千住)

地区	保育園名	所在地	電話	認可 定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育		延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	
						朝	夕方			
南 千 住	◆ 細田 保育室	南千住1-54-3	3803-6994	5	生後57日 ～2歳児	8:00～9:00	17:00～19:00	—	—	
	▲ 第二南千住	南千住2-21-6	3801-7700	137	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25	
	☆ おひさま	南千住4-3-2	5615-3088	48	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	12	
	☆ コンピラザ 南千住	南千住4-9-1 リバーハーブタワー 南千住1号棟1F	5850-1131	41	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	15	
	★ 南千住さくら	南千住4-9-4	5604-3521	110	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	40	
	☆ ういず南千住 駅前	南千住5-23-14	048-257-5660 (運営事業者)	60 (予定)	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	未定	
	※私立ういず南千住駅前保育園は、平成30年4月に開設予定です。									
	☆ 太陽の子わかば	南千住5-44-16	5615-0277	25	生後57日 ～2歳児	7:30～9:00	17:00～18:30	18:30～19:30	10	
	★ 南千住	南千住6-35-3	3807-6620	159	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35	
	★ 南千住七丁目	南千住7-20-13	5615-0531	151	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35	
	☆ ぼけっとランド 南千住瑞光	南千住7-30-1	5615-1257	121	1歳児～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35	
	★ 汐入とちのき	南千住8-3-3	5604-0510	110	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35	
	☆ ピノキオ 幼児舎南千住	南千住8-4-5 けやき通り北参番館2F	5615-5377	20	生後57日 ～2歳児	7:30～9:00	17:00～18:30	18:30～19:30	20	
	☆ にじの樹	南千住8-5-2	5604-5712	160	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35	
★ はなみずき	南千住8-5-5	3803-2583	150	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	37		
◎ 汐入こども園	南千住8-9-3	3801-7285	130	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35		
☆ にじの森	南千住8-13-1	6806-7900	162	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	15		

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育

◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※公設民営は、区が設置し、指定管理者である法人が管理・運営を行います。

※私立保育園・認定こども園の延長保育定員については、各保育園対応となります。

※細田保育室、太陽の子わかば保育園、ピノキオ幼児舎南千住保育園は2歳児クラスまでの保育園です。
申込みの際はご注意ください。

保 育 園 一 覧 (荒川・町屋)

地区	保育園名	所在地	電話	認可 定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育		延長保育 (標準時間認定)	延長 定員
						朝	夕方		
荒川	☆ キッズあおぞら	荒川2-1-5 2F	6806-6563	74 (予定)	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	15
	☆ 仁 風	荒川2-41-1	3891-1634	110	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35
	☆ ドン・ボスコ	荒川3-11-1	3801-2334	191	6か月～	7:00～9:00	17:00～18:00	18:00～19:00	36
	▲ 三 河 島	荒川3-54-1	3807-6781	120	6か月～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25
	▲ 荒 川	荒川5-50-15	3895-6922	96	6か月～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25
	☆ まなびの森 保育園 町屋	荒川7-41	042-571-4536 (運営事業者)	60 (予定)	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	未定
	※私立まなびの森保育園町屋は、平成30年4月に開設予定です。								
	▲ 荒川さつき	荒川8-25-4	3891-4261	110	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25
町屋	☆ 町 屋	町屋1-35-9	6807-9221	150	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	35
	☆ ういず町屋	町屋2-10-3	6458-2063	60 (予定)	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	15
	○ ワタナベ学園	町屋2-15-5	3892-2602	94	3か月～	7:30～9:00	17:00～18:30	18:30～19:30	15
	☆ 上智厚生館	町屋4-9-10	3892-4512	160	2歳児～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	40
	☆ // 分園	町屋4-14-7	//	50	生後57日 ～1歳児	//	//	//	
	▲ 原	町屋5-11-16	3895-8781	105	6か月～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25
	☆ 尾久隣保館	町屋6-28-11	3892-0357	190	生後57日～	7:00～9:00	17:00～18:00	18:00～19:00	30

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
 ◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※公設民営は、区が設置し、指定管理者である法人が管理・運営を行います。

※私立保育園・認定こども園の延長保育定員については、各保育園対応となります。

保 育 園 一 覧 (東尾久・西尾久)

地区	保育園名	所在地	電話	認可 定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育		延長保育 (標準時間認定)	延長 定員	
						朝	夕方			
東尾久	☆ あい・あい保育園 新三河島園	東尾久1-1-4 3F・4F	6240-8010	75	3か月～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	20	
	▲ 東 尾 久	東尾久2-28-3	3895-0144	89	1歳児～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25	
	☆ 至誠会第二	東尾久5-34-6	3894-8848	160	生後43日～	7:00～9:00	17:00～18:00	18:00～19:00	30	
	▲ 熊 野 前	東尾久8-23-9	3800-7135	101	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25	
西尾久	☆ 小台ここわ	西尾久3-21-12 水島ビル2F	6807-9960	69 (予定)	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	なし	
	▲ 西尾久みどり	西尾久4-6-19	3894-0491	74	1歳児～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25	
	▲ 西 尾 久	西尾久5-3-17	3800-1360	76	1歳児～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25	
	※区立西尾久保育園は、平成32年度中に区立宮前公園内（小台橋保育園移転後の園舎）に移転する予定です。									
	★ 小 台 橋	西尾久6-9-7 (東尾久8-46)	3894-4820	150	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	25	
	※公設民営小台橋保育園は、平成30年度に区立宮前公園内に仮移転予定です。仮移転後、現在の所在地に新園舎を建設し、平成32年度から新園舎で、現在の運営法人による民設民営の認可保育園で保育を開始予定です。									
☆ 子供の家愛育	西尾久7-26-4	3893-3373	102	8か月～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	15		
★ 上 尾 久	西尾久8-10-12	3810-2421	100	生後57日～	7:15～9:00	17:00～18:15	18:15～19:15	40		

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育
◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※公設民営は、区が設置し、指定管理者である法人が管理・運営を行います。

※私立保育園・認定こども園の延長保育定員については、各保育園対応となります。

保 育 園 一 覧 (日暮里)

地区	保育園名	所在地	電話	認可定員	保育年齢 (クラス年齢)	11時間保育		延長保育 (標準時間認定)	延長定員
						朝	夕方		
日暮里	▲ 第二東日暮里	東日暮里1-17-21	3807-6483	116	6か月～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	25
	◇ かんかんもり	東日暮里2-15-7 1F	3806-7480	12	1歳児 ～2歳児	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	—	—
	☆ 東日暮里 わんぱく	東日暮里3-9-10	6806-7670	102	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	20
	★ タやけこやけ	東日暮里3-11-19	3803-6071	156	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	30
	☆ ういす東日暮里	東日暮里4-11-6	6806-7165	72	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	35
	☆ グローバルキッズ 東日暮里園	東日暮里5-16-3 リーデンスタワー1・2F	5811-8633	80	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	35
	☆ ポポラー東京 東日暮里園	東日暮里6-1-1 アトラスプラスタワー 三河島2F	5615-1040	63	生後57日～	7:30 ～ 9:00	17:00 ～ 18:30	18:30～19:30	15
	▲ 東日暮里	東日暮里6-28-15	3802-0692	122	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	35
※区立東日暮里保育園は、平成31年度から民設民営化したうえで西日暮里2-2に移転予定です。									
☆ あい・あい保育園 西日暮里園	西日暮里1-1-1	6284-1627 (運営事業者)	50 (予定)	3か月～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	未定	
※私立あい・あい保育園西日暮里園は、平成30年4月に開設予定です。									
☆ グローバルキッズ 日暮里駅前	西日暮里2-22-1 ステーションプラザ ワ3F	3805-0708	50	生後57日 ～2歳児	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	15	
☆ 日暮里 きらき	西日暮里2-30-4	5615-5666	50 (予定)	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	未定	
▲ ひぐらし	西日暮里5-35-9	3803-2381	100	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	35	
※区立ひぐらし保育園は、西日暮里駅前再開発の事業区域内に入っていますので、再開発の進捗状況によっては、入園期間中に転園となる可能性があります。再開発準備組合では、平成33年度頃の工事着手を目指していますが、このスケジュールは、事業の検討状況により変更となる場合があります。									
☆ 聖ローザ	西日暮里6-7	3892-6001	102 (予定)	生後57日～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	未定	
※平成30年4月1日に開設を予定していましたが、建設工事中に敷地内で発見された地中障害物の撤去による工事の遅延に伴い、平成30年6月1日の開設となる予定です。 ※0、3、4、5歳児については、平成30年6月1日から聖ローザ保育園で受け入れを行います。 ※1、2歳児については、平成30年4月1日から同じ法人が運営する上智厚生館保育園（町屋4-9-10）で受け入れを行い、同年6月1日から聖ローザ保育園へ登園開始となります。 希望者に対して、西日暮里保育園から上智厚生館保育園まで園児バス等の車両による送迎を行うことを検討しています。									
▲ 西日暮里	西日暮里6-25-3	3893-3801	138	6か月～	7:15 ～ 9:00	17:00 ～ 18:15	18:15～19:15	25	

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立 ◇・・・小規模保育 ◆・・・家庭的保育

◎・・・区立こども園(幼稚園と保育園の一元化施設) ○・・・認定こども園

※公設民営は、区が設置し、指定管理者である法人が管理・運営を行います。

※私立保育園・認定こども園の延長保育定員については、各保育園対応となります。

※かんかんもり保育園、グローバルキッズ日暮里駅前保育園は2歳児クラスまでの保育園です。
申込みの際はご注意ください。

保育園に入園した後は・・・

1 保育園に通園できる期間（保育の実施期間）

保育園に通園できる期間（保育の実施期間）は保護者の状況により異なります。
（詳しくはP18「荒川区保育実施基準」を参照してください）

- ・就労中 就労期間が満了する月の末日まで
- ・求職（就労予定） 3か月間
- ・妊娠・出産 出産予定月の前2か月から産後2か月までの5か月以内
- ・疾病・負傷 入院、療養を要しなくなる月の末日まで
- ・介護 介護を要しなくなる月の末日まで
- ・災害 災害の復旧が終了する月の末日まで
- ・就学・技能修得等 就学または技能修得等の予定期間が満了する月の末日まで

※保育の実施期間は家庭の状況等に変更があった場合は変わることがあります。

退園していただく場合

- ・保育実施基準（P18）に該当しなくなった場合には退園となります。
- ・家庭での保育が可能になったり、転出される場合
- ・妊娠・出産、疾病、介護等の入所要件で入所期間が決められている場合は承諾期間満了後
- ・在園しているお子さんが長期にわたり登園しない場合（届出なく1か月以上欠席したときや病気・ケガなどの理由で2か月以上欠席したとき）
- ・育児休業を取得している方が、入園後1か月以内に職場復帰できない場合
- ・既にお子さんが在園している方で、下のお子さんを出産し、生まれたお子さんが満1歳になった年の年度末を越えて育児休業を取得される場合、上のお子さんは退園となります。（保育年齢に上限のある保育園に在園しているお子さんが、生まれたお子さんが満1歳になった年の年度末に達する前に卒園を迎えた場合は、その後、育児休業を取得しながら保育園利用を継続することはできません。）



2 入園後に家庭の状況が変わったら

- ・保育園は家庭で保育ができないため、保育を必要とするお子さんをお預かりする施設です。入園後も家庭で保育できない状態が続いていることが必要です。
- ・次のような場合は必ず保育課入園相談係まで届出をしてください。届出には「支給認定変更申請書」やその内容に応じた書類(勤務証明書・母子手帳の写し等)が必要です。

変更事項	必要な書類
区外へ転出するとき	退園届
引っ越しをしたとき(区内転居)	住所変更届
勤務先や勤務内容が変わったとき	支給認定変更申請書+勤務(内定)証明書
育児休業を取得した場合	支給認定変更申請書+勤務(内定)証明書
産後休暇または育児休業から職場復帰したとき	職場復帰証明書
妊娠・出産したとき	支給認定変更申請書+母子手帳の写し(表紙及び分娩予定日が記入されているページ)
家族に増減があったとき(出産以外)	支給認定変更申請書+戸籍謄本の写し等
その他	支給認定変更申請書+状況に応じた変更内容を証明する書類

※保育の必要性の認定事由等に変更が生じる場合、上記に加えて旧支給認定証を添付してください。変更後の認定事由に応じて改めて支給認定証を交付します。

※保育の必要性の認定変更を申請した場合、申請があった月の翌月(月の初日に申請された場合のみ申請月)から変更を適用します。

※ご家庭で保育ができない状況を確認するために、年1回「支給認定現況届」と「勤務証明書」等を提出していただきます。また、その他必要に応じて保育課入園相談係で調査をしますのでご協力ください。

3 区外に転出予定があるとき

- ・区外に転出した場合は、転出月の月末をもって退園となります。
- ・転出先の自治体の保育園に入園したい場合は、転出先の自治体に申込み書類・申込期間や申込みのお手続き等について、ご確認ください。
- ・転出先で保育園が決まらない等の事情により引き続き在園を希望する場合、以下の条件の方は引き続き現在の保育園へ継続して登園できます。

①平成30年度に3・4歳児クラスに在園中の方(全員)

②平成30年度に0~2歳児クラスに在園中で、かつ、父母のどちらかが荒川区に在勤されている方(在勤でなくなった場合はその年度内のみ)
在勤要件がない場合は、その年度内のみ継続となります。

※平成28年度までに入園した方で、継続を希望される場合、手続きや継続期間などについては、お問い合わせください。



4 保育時間

標準時間認定の方

(7:00, 7:30 又は8:00)			(18:00, 18:30 又は19:00)	(19:00又は 19:30)
7:15	9:00		17:00	18:15 19:15
11時間保育	保育の基本時間		11時間保育	延長保育 (有料)

※満1歳未満のお子さんの保育時間は、8：30～17：00です

(1) 保育の基本時間 9：00～17：00

(2) 11時間保育 ※満1歳以上のお子さんが対象です。

区立保育園	}	7：15～9：00	17：00～18：15
公設民営園			
小規模保育			
家庭的保育		8：00～9：00	17：00～19：00
私立保育園	各園で時間が異なります。【保育園一覧 P22～25】をご覧ください。		

※保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に応じて、11時間保育の範囲内で保育時間が決められます。詳細は各保育園にご相談ください。

(3) 延長保育 ※満1歳以上のお子さんが対象です。

- ・延長保育は、実施園で時間が異なります。【保育園一覧 P22～25】をご覧ください。
- ・延長保育には定員がありますので、延長保育希望者が定員を超えた場合、ご希望に添えないことがありますので予めご了承ください。
- ・延長保育実施園で延長保育が必要な方は、延長保育申込書と勤務証明書が必要です。
(希望する月の前月20日までに保育園に提出してください。)
- ・保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に応じて、保育時間が決められます。詳細は各保育園にご相談ください。
- ・定員に空きがある場合でも、勤務時間等により実施が認められないこともあります。
- ・転園の場合、転園先の保育園で改めて申込みが必要です。
- ・通常の保育料の他に延長保育料（保育園保育料の10%程度）がかかります。
- ・区立・公設民営保育園の延長保育料は、保育料に合算してお支払いいただきます。
- ・私立保育園・認定こども園の延長保育は、直接保育園へお問合せください。

(4) 延長スポット保育

細田保育室、汐入こども園、かんかんもり保育園を除く全ての保育園で、保護者の就労に伴う臨時的な延長保育を実施しています。定員は延長保育の空枠分を利用します。

- 対象となるお子さん 満1歳以上のお子さん
- 利用時間 月～金曜日までの18時15分～19時15分
(18時00分～19時00分)又は(18時30分～19時30分)
- 利用できる日数 一世帯あたり月8回まで
- 利用料金 階層区分に関係なく、下記の利用料金が発生します。
(園児一人あたり) 30分以内 400円
30分超 800円

※利用料金の支払いは、区立保育園は園から納入通知書をお渡ししますので、金融機関で決められた納付期限までにお支払いください。私立・公設民営保育園は各園にお問い合わせください。

お支払いを確認できない場合、次回のご利用ができない場合があります。

(5) 土曜日保育

土曜日保育の利用は、原則として保護者（父母双方）が土曜日に勤務の場合のみとなります。土曜日保育を希望するときは、保育園に勤務証明書（父母それぞれ必要）の提出が必要です。

短時間認定の方

(7:00又は7:30)			(18:00)	(19:00又は19:30)
7:15	9:00		17:00	18:15 19:15
延長 スポット保育 (有料)	保育の基本時間		延長スポット保育 (有料)	

(1) 保育の基本時間 9:00～17:00

求職、疾病要件の方、また育児休業中の方はこの保育時間となります。

(2) 延長スポット保育

細田保育室、汐入こども園、かかんもり保育園を除く全ての保育園で、保護者の就労に伴う臨時的な延長保育を実施しています。定員は延長保育の空枠又は11時間保育の空枠分を利用します。

○対象となるお子さん 満1歳以上のお子さん

○利用時間 月～金曜日までの7時15分～9時と17時～19時15分
(7時00分又は7時30分) (19時00分又は19時30分)

○利用できる日数 一世帯あたり月8回まで

○利用料金 階層区分に関係なく、下記の利用料金が発生します。

(園児一人あたり) 30分以内 400円

以後30分を超えるごとに、400円が加算されます。

※利用料金の支払いは、区立保育園は園から納入通知書をお渡ししますので、金融機関で決められた納付期限までにお支払いください。私立・公設民営保育園、小規模保育は各園にお問い合わせください。

お支払いを確認できない場合、次回のご利用ができない場合があります。

(3) 土曜日保育

土曜日保育の利用は、原則として保護者(父母双方)が土曜日に勤務の場合のみとなります。土曜日保育を希望するときは、保育園に勤務証明書(父母それぞれ必要)の提出が必要です。

保 育 料

1 保育料の決定方法（保育料は別表P34・35をご覧ください）

（1）保育料の算定について

- ・保育料は、その家庭の保護者の区民税の合計額によって決定します。
※住宅借入金等特別控除、寄付金控除等の税額控除は適用されません。
- ・クラス年齢や保育必要量区分（標準時間認定・短時間認定）で、保育料が異なります。

祖父母等親族と同居の世帯の方 祖父母等親族と同居されており、かつ保護者が区民税非課税の場合、祖父母等親族のうち区民税が高い方の課税額で保育料を決定します。

過去1～2年の間に荒川区に転入された方 住民登録が荒川区にない等で区民税額が確認できない場合、前住所地での住民税納税通知書又は課税証明書を提出していただき、市町村民税額をもとに保育料を算定します。
（区民税を荒川区で申告されている場合は、区で把握している税情報をもとに保育料を決定しますので住民税納税通知書等の提出は不要です）

海外就労の期間がある方 父母が海外勤務等で区民税の課税対象外である場合でも、海外での収入に応じて保育料を決定します。

※保育料の決定に必要な書類についてはP8「入園申込みに必要な書類」をご確認ください。

（2）きょうだいで保育園を利用する場合の保育料について

- ・同時期に保育園、幼稚園などに在園している子が2人いる場合、年齢の高い方から数えて2番目の児童の保育料は軽減されます（保育料表②の金額になります）。
- ・同時期に3人以上が保育園、幼稚園などに在園している場合、在園中の児童のうち年齢の高い方から数えて3番目以降の児童の保育料は無料となります。

（3）多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯への保育料軽減制度について

世帯内のお子さん（※1）が2人以上いる世帯や、ひとり親世帯、障がいをお持ちの方のいる世帯（※2）で、以下の条件に該当する場合は、保育料が軽減されます。

<多子世帯に対する保育料軽減制度>

区民税所得割合計額が57,700円未満の、世帯内のお子さん（※1）が2人以上いる世帯
【軽減内容】世帯内第2子は半額（保育料表②）、第3子以降は無料となります

<ひとり親世帯・障がい者世帯等に対する保育料軽減制度>

区民税所得割合計額が77,101円未満の、
ひとり親世帯・又は障がいをお持ちの方のいる世帯（※2）
【軽減内容】世帯内第1子は半額（保育料表②）、第2子以降は無料となります

※1 保護者と生計を一にするお子さんを指し、年齢の制限はありません。なお、住民票が一緒でなくても対象となります。

※2 「障がいをお持ちの方のいる世帯」とは、住民票上同一世帯にいる世帯員が、身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている、もしくは特別児童扶養手当の支給対象児童が障害基礎年金等の受給者であって、施設に入所又は入院していない方がいる世帯をいいます。

該当するかどうかは、保育所入所申込書や年度継続時の現況届などの状況をもとに判断します。
新たに障害者手帳を取得された方や、特別児童扶養手当を受給された方、障害基礎年金等を受給された方が同一世帯内にいる場合は、ご連絡ください。

また、「保護者と生計を一にする」別居の子がいる場合や状況変更があった場合は、別途保育課に届出が必要となりますので、お問合せください。

保育料は世帯の状況と区民税額から決定するため、ご自身で確認ができます。
P33のチャート図とP34・35の保育料表をご覧ください。

2 保育料の変更について

保育料は年度途中で変更があります。

平成30年4月～8月は平成28年中の所得に対する平成29年度の区民税額に基づき、決定します。

平成30年9月～平成31年8月は平成29年中の所得に対する平成30年度の区民税額に基づき、決定します。

決定後の金額に関しては、保育園を通じて決定通知をお渡しいたします。

平成 30 年度保育料										平成 31 年度保育料						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
平成 29 年度区民税額により決定					平成 30 年度区民税額により決定											

※年度途中で申告内容を修正するなど、区民税額が変更になった場合は、保育料も変更となる可能性がありますので、保育課までお問い合わせください。

3 保育料の納入

- 保育料は口座振替、又は納付書によりお支払い願います。
口座振替をご希望の方は、「荒川区保育園保育料口座振替（自動払込）依頼書」をご利用の金融機関へ提出してください。依頼書は区役所保育課・保育園にあります。
- 金融機関での手続き後、口座振替が開始になるまで、約2か月かかります。口座振替が開始されるまでは、納付書でのお支払いになります。
- 納付書でお支払いになる場合、金融機関の窓口でお支払いください。コンビニ収納は対応していません。
- 保育料の納期限は月末です（月末が休日の場合は翌営業日となります。）。前日までに入金をしてください。正当な理由なく保育料を滞納した場合、地方税法の滞納処分の例（給与の差押等）により対処することがありますのでご注意ください。
- 認定こども園、小規模保育、家庭的保育の保育料は、施設に直接お支払いいただきます。支払方法等は園に直接ご確認ください。
- 保育料は1か月単位でかかります。途中で退園しても、1か月分の保育料を納めていただきます。

保護者の皆様に負担していただく保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部です。保育園の運営には、保育教材費や給食費、人件費など多額の費用（一人あたり月額15万円程度）がかかります。

今後ともお子様の健康と安全を守り、より良い保育を行っていくために、保育料の期限内のお支払いについてご協力をお願いします。



4 保育料の減額について

次のような場合に保育料が減額されることがあります。該当すると思われる方は、入園相談係にご相談ください（同時期に2つの減額を受けることはできません。）。

・減額理由

- (1) その年に、失業（自己都合退職を除く。）したとき、または収入が著しく減ったとき
- (2) その年に、出産などにより扶養家族が増えたとき
- (3) その年に、病気や災害などで特別に費用がかかったとき
- (4) 婚姻歴のないひとり親
- (5) その他区長が特に調査のうえ必要と認めたとき

・期間 理由により異なり、原則として年度内

- ・適用開始日 届出日の翌月（ただし、届出日が月の初日の場合はその月）から適用

5 保育料の免除について

荒川区内に住所を有し、かつ、同一世帯に18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、4月1日現在で3歳未満の第3子以降の在園児（認可保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・認証保育所・保育ママ・グループ型家庭的保育）がいる場合、申請していただきますと保育料は免除となります。

6 保育料の停止について

- ・お子さんが、病気やけがで月の初め（1日）から1か月以上保育園を休む場合（1か月の内1日も登園しないとき）は、事前に欠席届と診断書等を提出していただければ、保育を停止することができます。その場合保育料を支払う必要はありません。
- ・里帰り出産など保護者都合による欠席は、該当しません。
- ・保育の停止は2か月が限度です。届出日の翌月の初日（月の初日に届出をした場合は当該月）から欠席理由のなくなった日の属する月の末日までです。

（注1）2か月以上休む場合は退園になります。

（注2）保育の停止の期間中は保育園に登園することはできません。

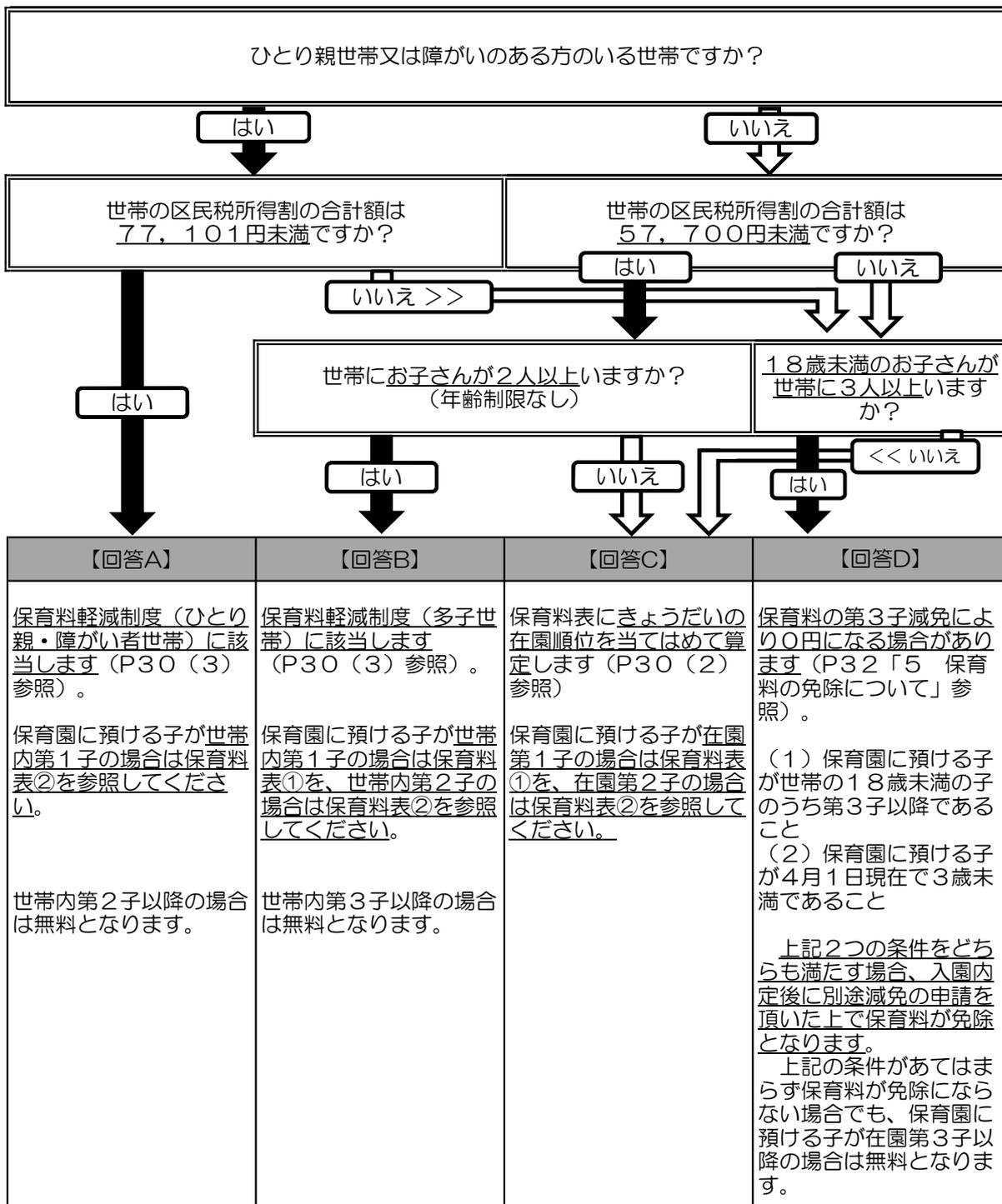


＜保育料表を見る前に 確認チャート図＞

1) 手元に保護者の該年度の区民税納税通知書または課税証明書をご準備いただき、区民税所得割（所得割額非課税の場合は均等割）の世帯の合計額をご確認ください。

2) 次ページの保育料表のうち番号（①②③）はきょうだい順位を表します。きょうだい順位は、世帯の状況や区民税所得割又は均等割の合算額によって異なりますので、下記のチャート図にてご確認ください。

3) なお、実際の保育料については税額控除の有無や同居の祖父母の有無などにより異なる場合があります。詳しくはP30の「1 保育料の決定方法」をご確認ください。



【別表】保育標準時間 保育料及び延長保育料（月額）

【単位：円／月額】

所得等の状況	階層区分	標準時間														
		保育料									延長保育料					
		0～2歳児クラス			3歳児クラス			4・5歳児クラス			0～2歳児クラス	3歳児クラス	4・5歳児クラス			
番号	①	②	③	①	②	③	①	②	③							
生活保護	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所得税・住民税非課税	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区民税均等割課税	C	1,900	950	0	1,300	650	0	1,300	650	0						
区民税所得割課税	0～4,999	D01	2,400	1,200	0	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	600	600	600		
	5,000～22,699	D02	3,100	1,550	0	2,700	1,350	0	2,600	1,300	0					
	22,700～50,399	D03	6,700	3,350	0	5,600	2,800	0	5,600	2,800	0					
	50,400～58,799	D04	8,300	4,150	0	7,300	3,650	0	7,200	3,600	0	900	900	900		
	58,800～66,599	D05	9,400	4,700	0	9,300	4,650	0	9,200	4,600	0					
	66,600～84,599	D06	15,400	7,700	0	10,900	5,450	0	10,800	5,400	0	1,500				
	84,600～102,599	D07	19,100	9,550	0	12,700	6,350	0	12,600	6,300	0	1,900	1,300	1,300		
	102,600～120,599	D08	21,500	10,750	0	14,300	7,150	0	14,200	7,100	0	2,100				
	120,600～138,599	D09	23,600	11,800	0	15,800	7,900	0	15,700	7,850	0	2,300	1,500	1,500		
	138,600～156,599	D10	25,500	12,750	0	17,000	8,500	0	16,900	8,450	0	2,500	1,700	1,600		
	156,600～174,599	D11	27,500	13,750	0	18,200	9,100	0			0	2,700	1,800			
	174,600～192,599	D12	29,200	14,600	0	19,500	9,750	0			9,000	0	2,900	1,900		
	192,600～210,599	D13	31,000	15,500	0	20,700	10,350	0				0	3,100	2,000		
	210,600～228,599	D14	32,500	16,250	0	21,600	10,800	0				0	3,200	2,100		
	228,600～246,599	D15	34,200	20,520	0			0				0	3,400			
	246,600～255,599	D16	35,700	21,420	0			0				0	3,500			
	255,600～264,599	D17	37,200	22,320	0		13,560	0	18,000	10,800	0	0	3,700		1,800	
	264,600～273,599	D18	38,500	23,100	0			0				0	3,800			
	273,600～282,599	D19	40,000	24,000	0	22,600		0				0	4,000	2,200		
282,600～327,599	D20	43,400	30,380	0			0				0	4,300				
327,600～372,599	D21	48,900	34,230	0			0				0	4,800				
372,600～417,599	D22	53,700	37,590	0		15,820	0			12,600	0	5,300				
417,600～	D23	57,500	40,250	0			0				0	5,700				

※クラス年齢については、その年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用します。

※延長保育料については、区立及び公設民営保育園のものです。私立保育園の延長保育料については、それぞれの延長保育実施園で定めています。なお、延長保育料に関しては、保育料の減額等に関わらず所定の延長保育料がかかります。

【別表】 保育短時間 保育料（月額）

【単位：円／月額】

所得等の状況	階層区分	短時間											
		0～2歳児クラス			3歳児クラス			4・5歳児クラス					
番号		①	②	③	①	②	③	①	②	③			
生活保護	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
所得税・住民税非課税	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
区民税均等割課税	C	1,800	900	0	1,200	600	0	1,200	600	0			
区民税所得割課税	0～4,999	D01	2,300	1,150	0	1,900	950	0	1,900	950	0		
	5,000～22,699	D02	3,000	1,500	0	2,600	1,300	0	2,500	1,250	0		
	22,700～50,399	D03	6,500	3,250	0	5,500	2,750	0	5,500	2,750	0		
	50,400～58,799	D04	8,100	4,050	0	7,100	3,550	0	7,000	3,500	0		
	58,800～66,599	D05	9,200	4,600	0	9,100	4,550	0	9,000	4,500	0		
	66,600～84,599	D06	15,100	7,550	0	10,700	5,350	0	10,600	5,300	0		
	84,600～102,599	D07	18,700	9,350	0	12,400	6,200	0	12,300	6,150	0		
	102,600～120,599	D08	21,100	10,550	0	14,000	7,000	0	13,900	6,950	0		
	120,600～138,599	D09	23,100	11,550	0	15,500	7,750	0	15,400	7,700	0		
	138,600～156,599	D10	25,000	12,500	0	16,700	8,350	0	16,600	8,300	0		
	156,600～174,599	D11	27,000	13,500	0	17,800	8,900	0	8,800		0		
	174,600～192,599	D12	28,700	14,350	0	19,100	9,550	0				0	
	192,600～210,599	D13	30,400	15,200	0	20,300	10,150	0				0	
	210,600～228,599	D14	31,900	15,950	0	21,200	10,600	0	17,600	10,560	0		
	228,600～246,599	D15	33,600	20,160	0			0					0
	246,600～255,599	D16	35,000	21,000	0			0					0
	255,600～264,599	D17	36,500	21,900	0		13,320	0			0		
	264,600～273,599	D18	37,800	22,680	0			0			0		
	273,600～282,599	D19	39,300	23,580	0	22,200		0			0		
282,600～327,599	D20	42,600	29,820	0			0			0			
327,600～372,599	D21	48,000	33,600	0			0			0			
372,600～417,599	D22	52,700	36,890	0		15,540	0		12,320	0			
417,600～	D23	56,500	39,550	0			0			0			

※クラス年齢については、その年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用します。

※延長保育料については、延長スポット対応となります。常時延長が必要な場合は保育必要量の変更手続きが必要となります。

認証保育所のご案内（保育料一覧）

○認証保育所は、東京都が定める一定の設置基準を満たした、東京都の認証を受けた施設です。

○認証保育所には、以下の二つの種類があります。

A型 … 主に駅前に設置されている保育所

B型 … 小規模で家庭的な保育所で、0～2歳児までの児童が対象です。

○保育の要件（一般保育）

・原則として都内在住

・月に160時間以上の保育を必要とすること（A型のみ）

○認証保育所の空き状況等は直接施設へお問い合わせください。

東京都認証保育所 A型（5園）

施設名	定員	所在地・最寄駅	受入年齢	保育時間
花さと保育園 H17年4月1日設置 (有)アカネケアコンサルタント 5850-5838	30	東日暮里5-42-10 日暮里アインスタワー203 （JR線 京成線 日暮里駅徒歩5分）	3か月～就学前	月～土 7:00～20:00
ぼけっとランド 南千住 H23年4月1日設置 学校法人 三幸学園 5615-1081	40	南千住5-29-10 （JR常磐線、東京メトロ日比谷線 南千住駅 徒歩4分）	43日目～2歳児	月～土 7:30～20:30
MIRATZ 東尾久保育園 H27年10月1日設置 (株)MIRATZ 5855-7420	22	東尾久4-1-13-1F （日暮里・舎人ライナー 赤土小学校前駅 徒歩3分）	60日目～2歳児	月～土 8:00～18:00 延長保育 7:00～8:00 18:00～20:00
みるく保育園 H28年6月1日設置 学校法人 柏こぼと学園 6240-8226	22	東尾久6-9-4-1F （都電荒川線 東尾久三丁目駅 徒歩1分）	3か月～2歳児	月～土 7:30～20:30
あぶりこっと ナーサリー H29年4月1日設置 (株)リトルキッズ 6807-7563	20	西尾久6-30-16 エスバシオルイヨム1F （都電荒川線 荒川遊園地前駅 徒歩1分）	3か月～2歳児	月～土 7:00～20:00

※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

施設名	入園料	年齢	保育料					給食費	時間外	一時保育			
			週4日(10~13H)	週5日(8~13H)	週6日(7~13H)								
花さと保育園	¥30,000		週4日(10~13H)	週5日(8~13H)	週6日(7~13H)				保育料に含む	0歳： ¥500/1時間 1~2歳： ¥450/1時間 3歳～： ¥400/1時間	登録料 ¥5,000 ¥1,100/1時間 (但し2時間より) 食事代 ¥400 おやつ代¥200		
		0歳	¥55,000~71,800	¥55,000~90,000	¥57,800~108,200								
		1歳	¥54,000~70,800	¥54,000~89,000	¥56,800~107,200								
		2歳	¥53,000~69,800	¥53,000~88,000	¥55,800~106,200								
		3歳以上	¥52,000~68,800	¥52,000~87,000	¥54,800~105,200								
ぼけっと南千住	¥20,000		160時間	180時間	200時間	220時間	240時間	260時間	保育料に含む ただし 2食目以降 ¥500/回	15分単位 ¥250 土曜日保育 ¥2,500~	30分単位 ¥500 昼食及び夕食代 ¥500/回 おやつ代 ¥200/回		
		0歳	¥48,000	¥51,000	¥54,000	¥57,000	¥60,000	¥63,000					
		1歳	¥47,000	¥50,000	¥53,000	¥56,000	¥59,000	¥62,000					
		2歳	¥47,000	¥50,000	¥53,000	¥56,000	¥59,000	¥62,000					
東尾久MIRAZ	¥35,000		週5日			週6日					保育料に含む ただし 2食目以降 ¥500/回	月極 ¥2,500/30分 臨時 ¥500/30分	登録料 ¥5,000 8:00~18:00の 1時間 ¥1,000 3時間 ¥2,700 5時間 ¥4,000 1日最大 ¥5,000 7:00~8:00 18:00~20:00 30分 ¥500
		0歳	¥55,000			¥60,000							
		1歳	¥50,000			¥55,000							
		2歳	¥45,000			¥50,000							
みるく保育園	¥50,000		週5日					週6利用は 各料金に 5,000円 増し	保育料に含む	臨時 ¥250/30分	¥5,000/1日 ¥1,000/1時間 食事代 ¥420 おやつ代¥200		
		0歳	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間						
		1歳	¥54,000	¥57,000	¥60,000	¥63,000	¥66,000						
		2歳	¥49,000	¥52,000	¥55,000	¥58,000	¥61,000						
		2歳	¥46,000	¥49,000	¥52,000	¥55,000	¥58,000						
あぶりこことナーサリー	¥50,000		8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	保育料に含む	臨時 ¥350/30分	登録料 ¥5,000 ¥1,200/1時間 食事代 ¥400 おやつ代¥200 離乳期おやつ代 ¥400 補食代¥100		
		週5日	¥56,000	¥60,000	¥64,000	¥70,000	¥76,000	¥82,000					
		週6日	¥65,000	¥69,000	¥73,000	¥79,000	¥85,000	¥91,000					

※内容は平成29年4月1日時点のものです。
変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

東京都認証保育所 B型 (6園)

施設名	定員	所在地・最寄駅	受入年齢	保育時間
かがや保育園 H14年4月1日設置 一般社団法人 北翔会 3806-0623	18	荒川1-17-3 (都電荒川線荒川区役所前駅 徒歩2分)	43日目~2歳児	月~金 8:30~17:30 土 8:30~17:30 (原則 週5日) 延長保育 7:00~8:30 17:30~20:30 ※その他は応相談
キッズステーション のびのび保育室 H14年4月1日設置 設置者 清水宣子 5814-4844	19	西日暮里4-13-7 グリーンハイツⅡ (JR山手線・京浜東北線・ 東京メトロ千代田線 西日暮里駅 徒歩5分)	57日目~2歳児	月~土 8:30~17:30 延長保育 7:30~8:30 17:30~20:30 ※土曜は応相談
カナリヤ保育園 H15年4月1日設置 一般社団法人 カナリヤ保育園 3809-2534	19	町屋8-2-11 (東京メトロ千代田線町屋駅・ 京成線町屋駅 徒歩8分)	43日目~2歳児	月~土 8:30~17:30 延長保育(月~金) 7:00~8:30 17:30~20:00
キッズガーデン保育園 H15年7月1日設置 (有)キッズガーデン 5850-1551	19	東日暮里3-9-21 日暮里コミュニティ1階 (JR三河島駅 徒歩7分・ JR日暮里駅 徒歩12分)	43日目~2歳児	月~金 8:30~17:30 土 8:30~15:00 延長保育 7:30~8:30 17:30(15:00) ~20:30
なかよし保育園 H16年4月1日設置 設置者 高橋順子 3807-2213	19	東日暮里1-6-9 東出ビル1階 (東京メトロ日比谷線 三ノ輪駅 徒歩2分)	57日目~2歳児	月~土 8:30~17:30 延長保育 7:30~8:30 17:30~20:30
あっぴる園 H18年9月1日設置 (株)リトルキッズ 5692-5577	19	西尾久1-31-14 ハイネストミヤジマ1F (都電荒川線小台駅 徒歩5分・ JR田端駅 徒歩15分)	3か月~2歳児	月~土 7:00~20:00

※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

施設名	入園料	年齢	保育料					給食費	時間外	一時保育	
かがや保育園	¥50,000		月～金の5日	土を含む5日	日祝を除く全日			保育料に含む	7:30～8:30 17:30～19:00 ¥250/30分 7:00～7:30 19:00～20:30 ¥300/30分	9:00～13:00 ¥3,500/1日 9:00～17:00 ¥6,500/1日 兄弟割引有り	
		0歳	¥51,000	¥57,000	¥60,000						
		1歳	¥51,000	¥57,000	¥60,000						
		2歳	¥47,000	¥53,000	¥56,000						
キッズステーションのびのび保育室	¥50,000	0歳	週5日 ¥45,000					離乳食 ¥5,000 (初期) ¥8,000 (中期～)	月額¥5,000 ※30分毎 臨時に利用する場合は ¥300/30分	登録料 ¥5,000 ¥7,000/1日 ¥1,200/1時間 他に食事代	
		1歳						¥8,000			
		2歳						¥8,000			
カナリヤ保育園	¥50,000	0歳	週5日 ¥44,000					¥7,500	※30分毎 月額¥3,000～(時間帯で異なる)	登録料 ¥5,000 ¥5,000/1日 ¥1,000/1時間 他に食事代	
		1歳									
		2歳									
キッズガーデン保育園	¥35,000	0歳		週5日	週6日		保育料に含む	月額 ¥5,000 ※30分毎 臨時に利用する場合は ¥250/15分	登録料 ¥5,000 ¥1,000/1時間 他に食事代等		
			ミルクのみ	¥56,000	¥62,000						
		ミルク+離乳食	¥63,000	¥69,000							
1歳 2歳	幼児食	¥57,000	¥63,000								
なかよし保育園	¥30,000		月～金の5日	土を含む5日				保育料に含む (ただし、離乳食+ミルクの場合、別途ミルク代 2,000円)	月～金 月額 ¥4,000 (※30分毎) 臨時に利用する場合は ¥200/15分 (19時以降は ¥250/15分)	登録料 ¥5,000 【月～金】 ¥6,000/1日 ¥1,000~/1時間 【土】 ¥7,000/1日 ¥1,100~/1時間 他に食事代	
		0歳	¥52,000	¥56,000							
		1歳	¥52,000	¥56,000							
2歳	¥50,000	¥54,000									
あつる園	¥50,000		8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	保育料に含む	契約時の申し込み時間を越えた場合は ¥250/30分	登録料 ¥5,000 ¥500/30分 給食費 ¥400/1食 おやつ代 ¥200 離乳期おやつ代 ¥400
		週5日	¥47,000	¥51,000	¥55,000	¥61,000	¥67,000	¥73,000			
		週6日	¥52,000	¥56,000	¥60,000	¥66,000	¥72,000	¥78,000			

※内容は平成29年4月1日時点のものです。
変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

問合せ 保育課保育管理係
電話3802-3111 内線3821・22

認証保育所等の保育料等補助のご案内

荒川区では認証保育所等の利用を促進し、保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。

＜対象施設＞

認証保育所等・・・認証保育所、荒川区家庭福祉員、グループ型家庭的保育、定期利用保育

＜対象要件＞

次の1～4を満たす場合に保育料等を補助します。（次頁の＜よくあるお問い合わせ＞もご確認ください。）

- 1 荒川区内に住所を有すること
- 2 毎月初日に「荒川区保育実施基準」（P18）に規定する指数15以上の世帯であること
- 3 毎月初日に在籍しており、認証保育所等と月極め契約をしていること
- 4 認証保育所等の保育料等を滞納していないこと

＜補助額＞

認証保育所等に実際支払った保育料と認可保育所に入所した場合の保育料との差額を補助します。ただし、認証保育所等に支払った保育料等については[1]月60,000円まで、かつ[2]月契約時間220時間分までの契約が対象となり、月極の延長保育料、給食代は含みますが、日ごとの延長保育料、おむつ代、補食代、雑費等は含まれません。認可保育所保育料は世帯の所得によって異なるため、補助額は児童によって異なります。

【計算例】

認証保育所保育料・・・50,000円/月

認可保育所保育料・・・23,600円/月

この場合、補助額は月額26,400円です。

(50,000円-23,600円=26,400円)

＜申請書類＞

補助金交付を受けるためには、以下の①～⑤（④、⑤は該当者のみ）の書類が必要です。

- ①「荒川区認証保育所等保護者補助金 交付申請書 兼 在籍等証明書」
- ②「荒川区認証保育所等保護者補助金 請求書」
- ③ 保育実施基準の指数15以上を証明する書類（父・母・同居の65歳未満の祖父母）
※指数15以上を判定するにあたり、別途必要書類をご提出いただく場合があります。
- ④ 戸籍謄本の写し（「寡婦（夫）控除みなし適用」を申請される方のみ）
- ⑤ 税書類（下記に該当する方のみ）

必要な方	必要書類
平成29年1月1日現在の住民登録が荒川区でない方	平成29年度住民税納税通知書または平成29年度住民税課税(非課税)証明書(コピー可)
平成30年1月1日現在の住民登録が荒川区でない方	平成30年度住民税納税通知書または住民税課税平成30年度(非課税)証明書(コピー可)

- ・その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ・父母が非課税の場合、同居の祖父母についても書類の提出が必要になる場合があります。

＜申請方法＞

申請書類は申請時期がきましたら、在籍している認証保育所等を通じて配付します。



必要事項を記入し、保育料等の支払証明を受けてください。



区役所にご提出ください。（郵送または持参）※認証保育所等では受付いたしません。

<申請書の提出期限等>

	対象期間	提出期限	支払時期
第一期	平成30年4月～平成30年9月分	平成30年9月中旬	平成30年11月末頃
第二期	平成30年10月～平成31年3月分	平成31年3月中旬	平成31年4月末頃

<よくあるお問い合わせ>

Q1 認可保育園に申し込んでいないと補助金はもらえないのですか？

A1 認可保育園の申込みは補助金の条件ではありません。

Q2 育休中です。補助金の対象になりますか？

A2 基本的には対象外ですが、認可保育園の在園基準に準じて対象になる場合があります。
(<育休中の方へ>参照)

Q3 認可保育園に在籍した場合の保育料はどのように決まるのですか？

A3 保護者の所得に応じた区民税によって算定されます。また、保育料は年度途中で変更があります。平成30年4月から8月までは平成28年中の所得に対する平成29年度の区民税額に基づき、平成30年9月から平成31年8月までは平成29年度の所得に対する平成30年度の区民税額に基づき決定されます。

Q4 前回申請をし忘れしました。併せて申請できますか？

A4 申請できます。申請書・請求書・勤務証明書等がそれぞれ必要です。
※ただし、年度をまたぐ場合は前年度分に限りさかのぼって申請できます。

Q5 4月の途中から勤務し、8月末で退職しました。9月は仕事を探しています。補助金はもらえますか？

A5 **毎月1日に指数1.5が確認できる月が補助対象月です。**この場合では、4月と9月は対象外です。5月から8月までについては、勤務の実績が指数1.5を満たしていれば、対象になります。**実際に勤務した日数と時間により指数を判定し、月ごとに補助対象となるか審査します。**

Q6 退職したところの勤務証明書はもらいにいくのですが・・・？

A6 毎月の勤務状況の証明が必要となりますので、お手数でも勤務証明書を依頼していただくこととなります。勤務証明書の提出がない場合は、書類不備となり、審査ができません。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q7 保育料減額理由（扶養家族の増加等）該当事象が発生しましたが、補助額算定時に使用される「認可保育所に在籍した場合の保育料」は減額されますか？

A7 本補助金と保育料の減額は別の制度ですので、適用されません。

<育休中の方へ>

【ケース1】子ども二人の場合

Q 平成30年4月1日より1人目を認証保育所に預けて就労開始しました。同年9月に2人目を出産し、平成32年3月まで2人目の育休を取得している場合、補助金の対象となりますか？

A 対象になります。就労開始した月から2人目のお子様が生誕した年の年度末までが**1人目のお子様の補助金対象期間**です。上記のケースでは、平成30年4月～平成32年3月分が補助金対象期間です。

【ケース2】

Q 平成30年11月1日に育休から職場復帰予定ですが、どこにも預けられないと困るので、平成30年4月から認証保育所に預けています。4月分から補助金対象期間になりますか？

A 対象外です。平成30年4月～9月分は、補助金対象期間にはなりません。上記のケースでは、平成30年10月からが補助金対象期間です。

※育休からの職場復帰時期によって補助金対象期間が変わります！

- ・月の初日に復帰した場合→復帰した月の前月からが補助金対象期間となります。
- ・月の途中で復帰した場合→復帰した月からが補助金対象期間となります。

問合せ 保育課保育管理係
 電話3802-3111 内線3822・3829

一時保育事業のご案内

一時的にお子さんをお預かりします

保護者の方が

◎冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする場合にお子さんをお預かりします。

★対象となるお子さん 区内在住で、集団保育が可能な生後6か月～小学校就学前までのお子さん

★利用できる回数 一世帯につき1か月あたり月10回まで

※ 複数園利用の場合、そのトータル回数が一世帯につき1か月あたり月10回までとなります。

★利用できる日 次の日を除く毎日

年末年始、日曜日及び国民の祝日等

★利用できる時間 区立保育園：8時30分から17時までの間

区立保育園以外：9時から17時までの間

★費用（おやつ、昼食費含む）

利用時間4時間以内：2,000円、4時間超6時間以内：3,000円、6時間超4,000円

※ 兄弟姉妹が同時に同じ園を利用するときは、2人目からは半額になります。

★申込み

○利用希望日の1週間前の9時30分から前日の午前中までに利用したい保育園に直接お申込みください。（子供の家愛育保育園は、2日前までをお願いします）

※ 月曜の利用は、前週の月曜の9時30分から前週の金曜午前中までにお申込みください。

※ 土曜の利用は、その週の月曜の9時30分から前日の午前中までにお申込みください。

○お申込み後から利用日の前日の午前中までにご利用になる保育園へ行っていただき、申請書の記入、ならびに職員との事前面接にてお子さんの体調や食生活等についてお話を伺います。

○母子手帳（乳児の場合）、健康保険証及び乳児医療証、印鑑を持参し、児童本人と一緒においでください。

○空き利用状況の照会は、実施園で確認してください。

【専用スペースで実施している保育園・こども園（12園）】

施設名	定員	所在地	電話番号	対象
▲ 第二東日暮里保育園	4人	東日暮里1-17-21	3807-6483	6か月～ 就学前
▲ 西日暮里保育園	4人	西日暮里6-25-3	3893-3801	
▲ 汐入こども園	4人	南千住8-9-3	3891-2455	
★ 南千住保育園	4人	南千住6-35-3	3807-6620	
★ 南千住七丁目保育園	4人	南千住7-20-13	5615-0531	
★ 夕やけこやけ保育園	4人	東日暮里3-11-19	3803-6071	
☆ にじの樹保育園	4人	南千住8-5-2	5604-5712	
☆ おひさま保育園	6人	南千住4-3-2	5615-3088	
☆ 町屋保育園	4人	町屋1-35-9	6807-9221	
☆ 上智厚生館保育園	7人	町屋4-9-10	3892-4511	
☆ 東日暮里わんぱく保育園	4人	東日暮里3-9-10	6806-7670	
☆ 子供の家愛育保育園	4人	西尾久7-26-4	3893-3373	8か月～ 就学前

▲・・・区立 ★・・・公設民営 ☆・・・私立

【クラスの定員に空きがある場合にお預かりする保育園（区立保育園11園）】

	施設名	所在地	電話番号	対象
1	第二南千住保育園	南千住2-21-6	3801-7700	6か月～ 就学前
2	三河島保育園	荒川3-54-1	3807-6781	
3	荒川保育園	荒川5-50-15	3895-6922	
4	荒川さつき保育園	荒川8-25-4	3891-4261	
5	原保育園	町屋5-11-16	3895-8781	
6	熊野前保育園	東尾久8-23-9	3800-7135	
7	東日暮里保育園	東日暮里6-28-15	3802-0692	
8	ひぐらし保育園	西日暮里5-35-9	3803-2381	
9	東尾久保育園	東尾久2-28-3	3895-0144	1歳～ 就学前
10	西尾久保育園	西尾久5-3-17	3800-1360	
11	西尾久みどり保育園	西尾久4-6-19	3894-0491	

問合せ 保育課保育管理係
電話3802-3111 内線3822・3829



家庭福祉員（保育ママ）・グループ型家庭的保育のご案内

保護者が働いていたり、病気などでお子さんの保育を必要とするときに、区が認定した家庭福祉員が、保護者の委託を受けて保育する制度です。家庭的な環境の中で、少人数保育の特長を生かして愛情豊かにお子さんを保育します。

1 対象

生後3か月から3歳未満（4月1日現在）の区内在住の健康なお子さん。

2 申し込み

母子手帳・印鑑を持参のうえ、お子さんを連れて保育課保育管理係まで申し込んでください。

3 保育日・保育時間等

(1) 家庭福祉員（保育ママ）

- 保育日 月～金曜日（土曜日の保育は原則として行いません。）
※日曜・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日まで）及び家庭福祉員の
年次休暇（年間20日間）・夏休み（5日間）・弔事休暇を除く。
- 保育時間 8時30分～16時30分 又は 9時～17時までの8時間
※8時間以上の時間外を希望される場合は家庭福祉員との相談によります。
時間外料金は、30分につき200円となります。
- 昼食 ミルク・離乳食・お弁当・おやつは原則持参となります。
※保育ママが給食提供する場合 1歳児以上 月7,000円（おやつ代含む）
食物アレルギーなどアレルギー症状のあるお子さんについては給食提供できません。

○平成29年9月1日現在の家庭福祉員（保育ママ）の人数は、次のとおりです。

地区	南千住	荒川	町屋	東尾久	東日暮里	西日暮里
人数	6名	5名	2名	5名	7名	5名

(2) グループ型家庭的保育

- 保育日 月～金曜日（土曜日の保育は連携保育所にて行います。）
※日曜・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- 保育時間 8時30分～16時30分 又は 9時～17時までの8時間
※8時間以上の時間外を希望される場合は、保育室との相談によります。
時間外料金は、30分につき200円となります。
- 給食費 月10,000円
食物アレルギーなどアレルギー症状のあるお子さんについては給食提供できません。

4 保育料（月額）

- 0歳児 25,000円＋教材費500円
1～3歳未満児 20,000円＋教材費500円
※年度当初の4月1日現在の年齢が基準となります。
※第3子以降の児童については、条件を満たした場合、保育料は無料です。

5 保育の契約

保護者はお子さんを連れて家庭福祉員の保育室を訪問し、保育条件、保育内容等について話し合ってください。家庭福祉員との話し合いが整った時点で、保護者と家庭福祉員との間で契約を結んでください。（この契約は、両者の守るべき事柄の約束事項です。）

- ※預ける意思がなくなった場合や、連絡先など記載事項に変更があった場合は、連絡をお願いします。
※変更等の連絡がない、または連絡が取れない場合は、預ける意思がないものとして取り扱います。

問合せ 保育課保育管理係
電話3802-3111 内線3822

病児・病後児保育事業のご案内

荒川区では、保育園等に在籍するお子さんが、病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気回復期のため保育園等にはまだ登園できないときに、一時的にお子さんをお預かりする「病児・病後児保育事業」を実施しています。

(1) 実施施設

施設名	所在地	電話番号
上智厚生館保育園「コスモス室」 (病児・病後児)	町屋4-9-10	3892-4518 (直通) 3892-4511 (内線318)
おひさま保育園「ひまわりぐみ」 (病後児のみ)	南千住4-3-2	5615-3088
至誠会第二保育園「桂の木保育室」 (病後児のみ)	東尾久5-34-6	3894-8848

(2) 利用できるお子さん（次の①と②の両方を満たす場合に限りです。）

- ① 荒川区に住んでいて、幼稚園、保育園（認証保育所・家庭福祉員・グループ型家庭的保育・定期利用保育を含む）、認定こども園に通う満1歳以上のお子さん
- ② 病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にあるお子さん
※ 他のお子さんに感染させるおそれがある場合は利用できません。

(3) 利用にあたって

- ① 利用定員と利用時間（日数）
 - ・定員 各施設4人（1日）
 - ・月曜日～土曜日（祝日や年末年始を除く）の、9時から17時まで。
 - ・原則として、1回につき連続して7日間を限度とします。
- ② 利用料金（利用当日、実施施設に直接お支払いください。）
1日につき2,000円、他に給食費（昼食・おやつ代）300円
※ 特別区民税非課税世帯及び生活保護世帯は、利用料金は無料です。
- ③ 必要用紙の入手
登録申請書、利用申込書、医師連絡票を保育園または荒川区役所保育課で入手してください。
(あらかじめ子育て応援サイトよりダウンロードもできます。)
- ④ 登録
原則として事前登録です。**登録申請書**に必要事項を記入の上、荒川区役所保育課またはお子さんが通っている保育園に提出してください。
- ⑤ 利用予約
原則として利用前日までに、実施施設に直接電話予約をしてください。
- ⑥ 医師の診断
かかりつけ医師の診断を受け、**医師連絡票**に記入してもらいます。
- ⑦ 利用当日の必要書類等
利用申込書、医師連絡票、健康保険証のコピー、乳幼児医療証またはひとり親医療証のコピー、母子健康手帳等
※利用当日に持参するもの（タオル、パジャマ等）については、実施施設にお問い合わせください。
- ⑧ その他
保育中にお子さんの体調が変化したときは、施設の囑託医師と相談のうえ対応します。

問合せ 保育課保育管理係
電話3802-3111 内線3822・3829

緊急一時保育制度のご案内

【制度内容】

以下の要件に該当し、緊急かつ一時的に保育が必要な場合に、お子さんをお預かりします。

◎対象要件

保護者の入院、出産、死亡により保育を必要とする状況にあるとき

* 出産による利用については、出産日をはさんだ期間のみ認められます。出産後に利用を開始する場合は、入院などの要件となるため医師の診断書が必要です。

◎対象となるお子さん

生後3か月～小学校就学前までの集団保育が可能な区内在住のお子さん

* 区外在住の場合は、区内に在住している親元で出産される方のお子さんが対象になります。

【利用できる期間】 保育を必要とする期間（入院期間等）で1か月間までです。

【保育日】 次の日を除く毎日 年末年始、日曜日及び国民の祝日に関する法律で定めた休日

【保育時間】 9時から17時まで

* やむを得ない場合のみ、時間外保育を実施しますが、追加料金が発生します。

また、園によっては実施できない場合があります。

【保育料】 区内児 1日1,500円（時間外30分につき150円）

区外児 1日2,500円（時間外30分につき150円）

【申込みから保育料支払いまでのながれ】

申込み

◎受付 荒川区役所2階、保育課入園相談係でお申込みください。

* 利用を希望する1か月前から受け付けます。

* できるだけ事前にご相談ください。

◎持ち物 印鑑、保育を必要とする状況を証明できるもの（診断書、出産で利用される場合は出産予定のお子さんの母子手帳等）

◎その他

- ・ お子さん本人を連れて来庁してください。
- ・ 1か月以上の入院等で保育が必要となる場合はご相談ください。
- ・ 住民税非課税などの世帯は保育料が減免される場合もありますのでご相談ください。

紹介

◎受け入れ園について

定員に空きがある保育園等に紹介するため、希望保育園を紹介できない場合がありますので、複数園考えておいてください。

◎園で面接

受け入れが決定した保育園等で面接を行います。日程は追ってご連絡します。

面接 契約

◎面接当日

・ お子さん本人と一緒に受け入れ園で面接と説明を受けてください。

・ 持ち物 印鑑、母子手帳、健康保険証、乳幼児医療証

◎契約

面接時に児童委託契約を結んでください。（この契約書には、両者が守るべき事柄の約束事項が記載されていますので、ご確認ください。）

保育料 支払

◎利用した月ごと（月末締め）に計算のうえ、翌月の中旬に納付書を送付します。

最寄りの金融機関で納めてください。

※ 決められた納付期限までに必ずお支払いください。

問合せ 保育課入園相談係
電話3802-3111 内線3825~27

荒川区の保育サービスについて

【荒川区ファミリー・サポート・センター】

- ・ 残業・冠婚葬祭・家族の介護・社会活動に参加される時、お子さんを一時的に預けたいが預け先が見つからないという方々の悩みに応え、一時的にお子さんをお預かりします。
- ・ 会員登録が必要です。詳細はお問い合わせください。
 - 利用できる年齢：生後6か月～小学校6年生
 - 利用できる時間：7時～20時
 - 利用料金：1時間720円～840円
(兄弟を一緒に預ける場合、2人目以降の利用料金は半額です)

【連絡先】 荒川区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター
電話 3891-7938 住所 南千住1-13-20

【地域子育て交流サロン】

- おおむね3歳未満のお子さんと保護者同士の交流と遊びの場としてご利用ください。
- ・ 育児・子育てに関する相談・情報提供なども行っています。
詳細は、各サロンまたは子ども家庭支援センターへお問い合わせください。
 - 実施園（所在地・電話は【保育園一覧】P22～25をご覧ください。）
 - ドン・ボスコ保育園、小台橋保育園、東日暮里保育園、熊野前保育園、汐入こども園、おひさま保育園、南千住七丁目保育園、にじの森保育園
 - 子ども家庭支援センター（荒川5-12-10 電話：3805-5523）
 - みんなの実家@まちや（町屋5-5-5 電話：3809-4035）
 - ami-ami（東日暮里5-18-8 電話：6806-5278）
 - 荒川おもちゃ図書館（南千住1-13-20 電話：3802-3338）
 - （出張サロン）おたけの郷おもちゃ図書館（町屋7-18-11 問い合わせは、荒川おもちゃ図書館へ）
 - 汐入おもちゃ図書館（南千住8-12-5 電話：5615-4815）
 - （出張サロン）サロン・シャレスイスマニ（西日暮里3-3-12 問い合わせは、荒川区社会福祉協議会（電話 3802-3338）へ）
 - おぐざんざおもちゃ図書館（東尾久4-19-8 電話：6240-8101）
 - （出張サロン）ふらっとサロン（西尾久4-28-8 問い合わせは、おぐざんざおもちゃ図書館へ）
 - ・ ひろば館・ふれあい館では、就学前のお子さんを対象とした「親子ふれあいひろば事業」を行っています。詳細は各館へお問い合わせください。

【認可保育園の在宅育児支援】

- ・ 各保育園で地域の乳幼児及びその保護者を対象に次のような子育て支援事業を行っています。認可保育園全園で実施しています。
(日程・時間等は各保育園に直接お問い合わせください。)
- 1 子育て相談
子育てに関わる悩みや不安について、保育園の職員（園長・看護師・栄養士等）がご相談を受けます。身長・体重測定も行っていますのでお気軽にご相談ください。
- 2 園庭開放
保育園では、在宅のお子さんと保護者に園庭を開放しています。
- 3 地域交流保育
保育園では、地域の乳幼児が安心して遊び、その母親同士の交流もできるよう、月1回から4回程度定期的に園の行事やさまざまな交流活動に参加できる場を設けています。



地域の子育て事業については、下記もご覧ください。

- ・ 『あらかわきっずニュース』（子育て支援課発行）
- ・ 『あらかわ子育て応援サイト』
<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/>

Q&A（よくあるご質問）

【入所申込みについて】

Q 申込み方法の変更点について教えてください。

A 入園希望月が平成30年4月以降の方につきましては、従来の区役所窓口での受付（平日の8時30分から17時15分まで。4月入園集中受付期間は8時30分から19時まで。）に加え、郵送での申込み（申込締切日消印有効）も可能となりました。
なお、FAXでの申込みはできません。

Q 現在、空きのない保育園にも申込みできますか？

A できます。申込み時に空きがなくても、転園等により空きが生じる場合がありますので、空き状況にかかわらず希望園を選択してください。

Q1 クラス年齢はどのように決まりますか？

Q2 4月15日に1歳になりました。1歳児クラスからの園を希望できますか？

A クラス年齢は4月1日時点の満年齢で決まります。4月15日に1歳になったとしても、4月1日時点では0歳であったので、その年度中は0歳児クラスとなります。0歳児クラスの対応がない保育園には申込みできませんのでご注意ください。

Q 求職中でも申込みできますか？

A できます。ただし、選者になった場合は就労中の方を優先します。また、保育園に内定した場合でも、入園後3か月以内に就労を開始しなければ退園となります。

Q 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

A できません。出生後に申込みを受け付けます。4月申込みに関しては、集中受付締切日以降に産まれたお子さんでも誕生日によっては1次の利用調整の対象になりますので、出生後できるだけ早くお申込みください。また、希望園選択の際には保育開始年齢にご確認ください。

Q 保育を必要とする状況を証明する書類は誰のものが必要ですか？

A 両親と、65歳未満の同居の祖父母について、それぞれ必要です。
育児休業中の方も、勤務証明書が必要です。

Q1 申込み後に保育の必要がなくなりました。書類の提出は必要ですか？

Q2 入園内定しましたが、辞退したいと思います。書類の提出は必要ですか？

A 必要です。「取下届」を保育課に提出してください。

Q 育児休業給付金支給決定通知書はこれまでの送付分全てが必要ですか？

A いずれか1部でかまいません。



Q 現在荒川区外に住んでいますが、荒川区内に転入を予定しています。荒川区内の保育園等を申込むにはどうすればいいですか？

A 現在お住まいの区市町村に申込みしてください。申込書類が荒川区に送付されます。荒川区の申込締切日までに書類が到着する必要があります。申込書類は現在お住まいの区市町村の様式をご利用いただきますが、確認票及び勤務（内定）証明書・受託証明書・診断書等の各証明書類については荒川区所定の様式でご用意ください。証明書の様式はホームページからダウンロードできます。荒川区に転入することを証明する書類（転入先のご自宅の売買契約書など）を添付していただければ、区外在住の減算指数はつきません。また、転入後は改めて荒川区での申込みが必要になります。仮に内定した場合でも、希望月の前月未までに転入手続きがなされない場合は内定を取消しますので、ご注意ください。

Q 現在荒川区外に住んでおり、荒川区内に転入の予定はありません。荒川区内の保育園等に申込みはできますか？

A 0歳児～3歳児クラスの申込みはできませんが、4・5歳児クラスの申込みは可能です。また、荒川区に在勤の方（求職中・就労内定は含みません）は、クラス年齢の制限なく申込みが可能です。申込みされる場合、現在お住まいの区市町村に申込みしてください。ただし、荒川区民と荒川区に転入予定の方の利用調整が終わった後、空枠が2枠以上ある場合のみ、利用調整の対象となります。

Q 申込みをした後に転職しました。連絡する必要はありますか？

A 父母の状況等、家庭状況が変化した場合は、必ず保育課までご連絡ください。勤務先が変わった場合は勤務（内定）証明書の提出が必要です。入園後に申込み内容の変更が判明した場合、内定を取消す場合があります。

Q 申込みをした後で、希望園を変更することはできますか？

A できます。希望園変更届を入園相談係へ郵送もしくは直接ご提出ください。**変更前に記載した保育園を継続して希望する場合は、変更前の希望園を含めて記載をお願いいたします。**申込み有効期間中の変更は何度でも可能ですが、希望園変更の締切日は通常の申込みと同じになります。ただし、**4月の1次は平成29年12月15日まで、2次は平成30年2月27日まで変更を受け付けます。（郵送の場合は申込締切日必着）**なお、希望園変更届は子育て応援サイトからダウンロード可能です。

Q 申込みをしましたが、「利用調整結果通知（不承諾）」が届きました。再度申込みをする必要がありますか？

A 申込みは入園希望月から6か月間有効となるため、有効期間中の再申込みは不要です。有効期間が過ぎてしまった場合は、あらためて新規の申込みが必要です。（有効期間が過ぎる際のご連絡はしておりませんのでご注意ください。）有効期間内にご希望の保育園に空きが出た場合は、利用調整の対象となりますが、「利用調整結果通知（不承諾）」は最初の一度のみ送付し、その後は入所内定した場合のみご連絡します。

入園希望月	申込受付期間（土・日・祝日・年末年始を除く）	結果回答予定日	申込有効期間
平成30年 4月	1次 平成29年11月24日（金）～平成29年12月5日（火）	平成30年2月21日（水）	平成30年9月入園希望まで
	2次 平成29年12月6日（水）～平成30年2月13日（火）	平成30年3月13日（火）	
平成30年 5月	平成30年2月14日（水）～平成30年4月10日（火）	平成30年4月24日（火）	平成30年10月入園希望まで
平成30年 6月	平成30年4月11日（水）～平成30年5月10日（木）	平成30年5月22日（火）	平成30年11月入園希望まで
平成30年 7月	平成30年5月11日（金）～平成30年6月11日（月）	平成30年6月22日（金）	平成30年12月入園希望まで
平成30年 8月	平成30年6月12日（火）～平成30年7月10日（火）	平成30年7月24日（火）	平成31年1月入園希望まで
平成30年 9月	平成30年7月11日（水）～平成30年8月10日（金）	平成30年8月22日（水）	
平成30年 10月	平成30年8月13日（月）～平成30年9月10日（月）	平成30年9月25日（火）	平成31年4月入園希望まで
平成30年 11月	平成30年9月11日（火）～平成30年10月10日（水）	平成30年10月24日（水）	
平成30年 12月	平成30年10月11日（木）～平成30年11月12日（月）	平成30年11月22日（木）	平成31年5月入園希望まで
平成31年 1月	平成30年11月13日（火）～平成30年12月11日（火）	平成30年12月25日（火）	平成31年6月入園希望まで
2月、3月	申込みは受付けていません		

例えば、平成30年4月入園希望で申込みをした場合、有効期間は平成30年9月入園希望までです。引き続き申込みをする場合は、平成30年8月13日～9月10日の間に10月入園希望で申込みをしてください。この場合、平成31年4月入園希望については再度申込みが必要です。

【転園について】

Q 転園の申込みをし、転園が内定した場合、内定を辞退して元の園に戻ることはできますか？

A 元の園において次に入園するお子さんが決まるため、元の園に戻ることはできません。転園の必要がなくなった場合には、すみやかに「取下届」を提出してください。

【利用調整について】

Q 利用調整の指数はどのように決まりますか。

A 例えば、以下のようになります。

父が月20日、1日8時間以上の就労を常態	基準指数	20
母が月16日、1日6時間以上の就労を常態	基準指数	16
申込み児以外の兄弟姉妹が希望保育園に在園中	調整指数	+2

父母に調整指数を加え、指数の低い方を採用するので、指数は18になります。
詳細は、P18・19をご覧ください。

Q 就労時間は休憩時間を含んでの時間ですか。残業時間は含みますか。

A 休憩時間を含みます。残業時間は含みません。

Q 育児時間（短時間勤務）を取得しています。指数はどのように決まりますか？

A 指数は正規の勤務時間で決まります。育児時間（短時間勤務）を取得中（取得予定）であっても、指数が下がることはありません。正規の勤務時間が変更になる場合は、指数が変わる可能性があります。

Q 入園は先着順ですか？何度も相談に行ったり、嘆願書を提出した方が有利ですか？

A 先着順ではありません。締切日までに申込みのあったご家庭の中から、保育の必要な状況に応じて優先度を決め、優先度の高いご家庭から内定します。利用調整は荒川区が指定した要件書類と資料によって行います。その他の書類や相談回数等が利用調整に影響することはありません。

Q 兄弟姉妹はそろって入園できますか？

A 申込み状況により、ご希望に添えないこともあります。確認票に兄弟姉妹の入園条件についてご記入ください。申込者の増加により、兄弟同時同園の入園は特に難しくなっています。入園時期や希望園についての条件をよくご確認ください。

Q 入園できそうですか？

A 入園の可否はその時の申込者の指数の比較で決まります。指数が高くて空きがない場合は内定することはありません。逆に指数が低くても他に希望されている方がいなければ内定します。人口や共働き世帯の増加により申込件数は増加しており、事前に具体的な状況をお答えすることは困難です。ご了承ください。

Q 希望順位は利用調整に影響しますか？

A 影響しません。利用調整は空きのある保育園ごとに行い、複数内定した場合のみ希望順位を考慮します。転園等が発生した場合空きのない園で利用調整が行われる場合もあるため、状況や待機者数を考えず、通いたい順番で希望順位を決めてください。

【保育園について】

Q 保育園の見学はできますか？

A できます。事前に保育園にお問い合わせください。

Q 公立保育園・公設民営保育園・私立保育園の違いはなんですか？

A 公立・公設民営・私立ともに国が定めた基準に基づいて運営を行っておりますので、基本的な保育内容の違いはありません。保育料についても同じです。私立保育園の場合は運営主体により保育方針に若干の特徴がある場合や制服等が必要な場合もありますので、気になる方には事前に見学等でお調べいただくことをおすすめしています。

月齢早見表（平成30年4月1日現在）

クラス年齢	生年月日		対象保育園	
5歳	2012年	24年 4月 2日 ~ 25年 4月 1日	細田保育室・太陽の子わかば・ピノキオ 幼児舎南千住・かんかんもり・グローバ ルキッズ日暮里駅前を除く全園	
4歳	2013年	25年 4月 2日 ~ 26年 4月 1日		
3歳	2014年	26年 4月 2日 ~ 27年 4月 1日		
2歳	2015年	27年 4月 2日 ~ 28年 4月 1日	全園	
1歳	2016年	28年 4月 2日 ~ 29年 4月 1日		
0歳	2017年	29年 4月 2日 ~ 29年 8月 1日 (満8か月から)	子供の家愛育	
		29年 4月 2日 ~ 29年10月 1日 (満6か月から)	ドンボスコ 荒川 第二東日暮里	三河島 原 西日暮里
		29年 4月 2日 ~ 30年 1月 1日 (満3か月から)	ワタナベ学園 あい・あい西日暮里園	あい・あい新三河島園
		29年 4月 2日 ~ 30年 2月 4日 (生後57日目から)	細田保育室 おひさま 南千住さくら 太陽の子わかば 南千住七丁目 ピノキオ幼児舎南千住 はなみずき にじの森 仁風 荒川さつき ういず町屋 尾久隣保館 小台ここわ 上尾久 タヤケこやけ グローバルキッズ東日暮里園 東日暮里 日暮里きらきら 聖ローザ	第二南千住 コンビプラザ南千住 ういず南千住駅前 南千住 汐入とちのき にじの樹 汐入こども園 キッズあおぞら まなびの森 町屋 上智厚生館・分園 熊野前 小台橋 東日暮里わんぱく ういず東日暮里 ポポラー東京東日暮里園 グローバルキッズ日暮里駅前 ひぐらし
		29年 4月 2日 ~ 30年 2月18日 (生後43日目から)	至誠会第二	

あら坊

あらみい



↓ 郵送の際に、切り離してお使いください。

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区子育て支援部保育課
入園相談係（ 月入所申込み）宛て